

2022 年度
自 己 点 檢 評 價 書

令和 5(2023)年 3 月
北海道千歳リハビリテーション大学
自己点検・評価委員会

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 ······	1
II. 沿革と現況 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価 ······ ······ ······	7
基準 1. 使命・目的等 ······ ······ ······ ······ ······ ······	7
基準 2. 学生 ······ ······ ······ ······ ······ ······	14
基準 3. 教育課程 ······ ······ ······ ······ ······ ······	38
基準 4. 教員・職員 ······ ······ ······ ······ ······ ······	52
基準 5. 経営・管理と財務 ······ ······ ······ ······ ······	64
基準 6. 内部質保証 ······ ······ ······ ······ ······ ······	72
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価 ······ ······ ······	81
基準 A. 地域連携 ······ ······ ······ ······ ······ ······	81
V. 特記事項 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	83

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

北海道千歳リハビリテーション大学は、2017年（平成29年）4月に開学した理学療法士（physical therapist）、作業療法士（occupational therapist）を養成する大学である。

学校法人淳心学園は、大学化の意義として高い専門的知識と技術を身につけた理学療法士、作業療法士を養成するだけではなく、保健衛生分野の学術の中心として、大学における4年間の教育を通じて、『「生命の尊厳」を基調とする医療専門職としての使命感を自覚し、社会に奉仕し得る人間、並びに専門的研究の成果を人類の福祉に活かしていくことのできる人材を養成し、我が国の保健医療の発展と国民の健康増進に貢献する』ことを目的とし、北海道千歳リハビリテーション大学学則第1条に規定した。

北海道千歳リハビリテーション大学の建学の精神・大学の基本理念等は、以下のとおりであり、本学ホームページ及び大学案内等の印刷物に作成目的や主な配布対象者に応じ、使命・目的・目標等の記載を行っている。

建学の精神：「医療専門職教育を通じて、真の人間を育成する。」

学則第1条（目的）：（建学の精神の意味内容の具体性と明確化）

教育基本法並びに学校教育法の精神や定めるところに従い、「生命の尊厳」を基調とする医療専門職としての使命感を自覚し、社会に奉仕し得る人間の育成、並びに専門的研究の成果を人類の福祉に活かしていくことのできる人材の養成を通じて、我が国の保健医療の発展と国民の健康に貢献する。

教育の理念（学部及び学科における教育研究上の目的）：

『学問的探求心を備え、豊かな人間性と幅広い教養と視野を持つ医療専門職（理学療法士、作業療法士）を育成する。』

教育目的：

- ① 保健、医療、福祉、介護の連携に対応できる人材の育成
- ② リハビリテーション医療従事者の養成ニーズへの対応
- ③ 地域振興・活性化への貢献

教育目標：

- ① 科学的な観察力、思考力並びに表現力を身につける。
- ② 他者の痛みの分かる心をもち、他者の立場になって行動する態度を身につける。
- ③ 地域の課題に積極的に関わり、その課題解決に貢献する姿勢を養う。
- ④ 自ら問題を解決する能力と生涯にわたって学習を継続する姿勢とを養う。

※ 上記は、本学設置認可申請書の大学の理念と教育研究上の目的の中で記載、本学ホームページ及び大学作成の印刷物で公表

大学の目的にある「我が国の保健医療の発展と国民の健康に貢献する」ことを実質化するため、本学卒業生にプラスワンの能力を教授するため「障がい予防リハビリテーション※」という国民の健康増進に寄与する知識と技能を4年間通じて学べる教育課程を編成すると共に、全国有数の障がい予防関連研究者を教員組織に配置した。

これは、同系他大学との差別化を図るだけでなく、本学の特色として、学校教育法第83条第2項に規定する「大学の成果を広く社会に提供することにより社会の発展に寄与する」ことに繋がる。

北海道千歳リハビリテーション大学は、社会に出てからも常に新しい技術や知識が必要となる理学療法士、作業療法士にとって、何時でも頼りになる真の意味の母校となり、地域住民にとっては健康を支える存在として、尊敬される大学となるよう開学からこれまで努力を傾注してきた。

特色としている「地域住民、特に高齢者の障がい予防健康増進に関する教育研究」は、大学設置認可申請書にも書き込み開学許可後、年間42兆円強（その70%が60歳以上）という我が国の医療費を削減する一助としてリハビリテーションの分野から貢献することを念頭に活動を行っている。

※ 本学が提唱する「障がい予防リハビリテーション」とは、ヘルスプロモーションやエンパワーメントの概念に基づき、地域住民が自らの力で健康を手に入れることを支援する取り組みの一つである。具体的には、高齢者に多い生活不活発病や座業労働従事者に多い腰痛や肩こり等の職業病、青少年のスポーツ外傷に対し、健康づくりの為の協働、外傷等予防のための取組み、健康を手に入れるための個人能力を引き出すための支援等、地域住民の疾病や障がいの発生予防の観点から積極的に健康増進を図るものであり、高齢者のみならず中高年、青少年にも焦点を当てている。

(参考)

本学が地域住民を対象に実施している主な「障がい予防・健康増進活動」

- ① 健康増進教室の開催
- ② こどもカフェの開催
- ③ 高齢者自動車運転支援事業の開催
- ④ ふまねっと運動の開催
- ⑤ スポーツ障がい予防教室の開催
- ⑥ 高齢者を対象とした機能低下予防活動の開催

※ 詳細は、「IV大学が独自に設定した基準による自己評価規準A」を参照してください。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本学は、平成7年4月に開学した3年制の専門学校「北海道千歳リハビリテーション学院」を前身として、平成29年4月に開学した。

社会の少子高齢化が進行する中、病者・障がい者のリハビリテーション医療と地域包括ケアシステムとして、彼らの自立支援体制を整備して円滑に運用し、それによって健康寿命を延伸させることは、日本社会の安定的発展にとってきわめて重要な課題であり、そのためには優れた人材の確保が必要となる。

しかし、少子化に伴って若い活力が減少することにより、産業、学術、医療福祉、行政等、あらゆる領域において優秀な人材が求められることになり、リハビリテーション医療従事者の確保が難しくなると予想される。

高齢化の進行による社会保障費の急増等が懸念される2025年問題や2040年問題が叫ばれるなかで、複雑化する健康課題を抱える多くの高齢者に対処していくためには、医療体制の確保はもちろんのこと、思いやりに満ちた社会作りや人間関係の構築と保持などを総合的に推進していく必要があり、保健医療サービスに従事するマンパワーの一層の充実・確保、とりわけ、より人間性を尊重し、多様なニーズに応えられる資質の高いリハビリテーション医療を担う専門職（理学療法士、作業療法士）の養成が求められている。

具体的には、近年の医学・医療の進歩は急速で、新たな知見・知識の増加、新技術の開発が続いている。新たな知見や医療技術は、従来の常識や治療手法の見直しを迫り、医療専門職には生涯にわたり学習を継続し、専門技能をアップデートしていくことが求められる。

また、Evidence-Based Medicine(EBM:根拠に基づく医療)の実践が普遍化し、医療専門職は、自ら実践する医療の成果を評価することが求められる時代を迎えている。

更に、今日の保健、医療、福祉、介護サービスは、医師、看護師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、医療ケースワーカー等、多くの専門職からなるチームにより提供されており、専門職にはこれまで以上に他職種の専門性を理解し、協働できる能力が求められている。

加えて、保健、医療、介護、福祉の現場では、サービス提供のあり方が見直され、患者や利用者によるサービス提供者の選択、サービス受給意思が最大限に尊重される時代となり、専門職には患者や利用者の立場を理解し、尊重できる人間性と多様なニーズに応えることのできる専門性が求められている。

これらの地域社会の要請に対応するためには、幅広い教養と視野を身につけ、また、医療専門職として必要な基本的知識、多様な人間と状況に対応できる理解力・判断力・表現力を養う教養教育の充実の他、リハビリテーションによる健康に焦点をあてた教育研究機能のさらなる充実が必要である。

学校法人淳心学園は 24 年間にわたり、1,950 余名のリハビリテーション医療を担う専門学校の卒業生を、道内を中心に送り出してきた。しかしながら、多様な医療ニーズや健康を支える医療人の要請等、こうした時代の変化、社会の要請に応え、次代を担う有能な医療専門職を育成するため、幅広い教養と視野を身につける教養教育を充実させる他、職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な能力を養う充実した教育・研究・社会貢献機能を備えた 4 年制大学「北海道千歳リハビリテーション大学（以下「本学」という。）」を平成 29 年度に開学した。

本学における 4 年間の教育を通じて、「生命の尊厳」を基調とする医療専門職としての使命感を自覚し、社会に奉仕し得る人間の育成、並びに専門的研究の成果を人類の福祉に活かしていくことのできる人材を養成することで、我が国の保健医療の発展と国民の健康増進に貢献する。

そして、大学教育化の意義として、高い専門的知識と技術を身につけた理学療法士、作業療法士の育成だけでなく、大学院教育（修士・博士）につながりうるキャリア形成の拡充が挙げられ、将来、教育職や研究職に就くための素養を修得させる。

なお、本学では、卒後教育・研修のさらなる充実を図るとともに、地域の高齢者・中高年を対象とする健康増進教室のみならず、地域の青少年を対象とするスポーツ障がい予防教室など、障がい予防リハビリテーションに関する研究活動を行い、その成果を地域社会に還元していく。また、これらの成果を活かし「障がい予防リハビリテーションを確立していくための創造的研究」を推進する活動を継続している。

【本学の主な沿革】

昭和 41 年 11 月 学校法人 光華学園を設立

昭和 58 年 3 月 法人名変更 学校法人 中根学園に改称

昭和 60 年 12 月 法人名変更 学校法人 淳心学園に改称

平成 7 年 4 月 千歳市に北海道リハビリテーション学院開学

（理学療法学科設置 定員 40 名）

平成 10 年 3 月 学院校舎（作業療法学科）増設

平成 10 年 4 月 作業療法学科設置（定員 20 名）

平成 12 年 4 月 理学療法学科・作業療法学科に夜間部を増設（定員各 30 名）

※平成 20 年 3 月末で廃止

平成 14 年 4 月 作業療法学科（昼間）の定員を 30 名に変更

平成 17 年 4 月 理学療法学科・作業療法学科の定員を各 60 名に変更

平成 20 年 4 月 理学療法学科の定員を 80 名に増員

平成 20 年 4 月 作業療法学科の定員を 40 名に減員

北海道千歳リハビリテーション大学

平成 28 年 8 月 北海道千歳リハビリテーション大学の設置が認可となる
学部・学科等名 健康科学部 リハビリテーション学科
・理学療法学専攻 入学定員 80 名 収容定員 320 名
・作業療法学専攻 入学定員 30 名 収容定員 120 名

平成 29 年 4 月 北海道千歳リハビリテーション大学開学

平成 31 年 3 月 北海道千歳リハビリテーション学院閉校

令和 3 年 3 月 北海道千歳リハビリテーション大学第一期生 104 名卒業

令和 4 年 3 月 北海道千歳リハビリテーション大学第二期生 85 名卒業

令和 5 年 3 月 北海道千歳リハビリテーション大学第三期生 109 名卒業

2. 本学の現況

・大学名 北海道千歳リハビリテーション大学

・所在地 〒066-0055

北海道千歳市里美二丁目十番

・学部構成 健康科学部 リハビリテーション学科（理学療法学専攻、作業療法学専攻）
・学生数、教員数、職員数

① 学生数の状況

(令和 5 年 3 月 1 日現在)

単位 人

学部・学科名	入学定員	収容定員	在籍人員	備考
健康科学部	110	440	451 (男子 279、女子 172)	
リハビリテーション学科	110	440	451 (男子 279、女子 172)	
<理学療法学専攻>	<80>	<320>	342 (男子 243、女子 99)	
<作業療法学専攻>	<30>	<120>	109 (男子 36、女子 73)	

② 教員数

学長	副学長	学部長	学科長	共通教育教員	理学療法学専攻教員	作業療法学専攻教員	専任教員合計	非常勤講師	合計
1	1	1	1	5	10	8	27	30	57

② 職員数

事務局長	事務局課長（室長）	事務職員	技術職員	非常勤職員	合計
1	4	10	1	2	18

※ 職員数には、法人本部事務職員 4名（札幌勤務）を除く。

III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明記
- 1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は、『医療専門職教育を通じて、真の人間を育成する。』との建学の精神に基づき、教育基本法および学校教育法の下に、「生命の尊厳を基調とする医療専門職としての使命感を自覚し、社会に奉仕し得る人間の育成、並びに専門的研究の成果を人類の福祉に活かしていくことのできる人材の養成を通じて、我が国の保健医療の発展と国民の健康に貢献する」ことを目的とすることを、学則第1条に明記している。

さらに、北海道千歳リハビリテーション大学学則第3条では、健康科学部を置き、その中に、リハビリテーション学科（理学療法学専攻、作業療法学専攻）を置くことを明記しているほか、学則第4条には、健康科学部リハビリテーション学科における人材育成・教育目的を明確に示している。

健康科学部リハビリテーション学科の教育目的

- ① 保健、医療、福祉、介護の連携に対応できる人材の育成
- ② リハビリテーション医療従事者の養成ニーズへの対応
- ③ 地域振興・活性化への貢献

健康科学部リハビリテーション学科の教育目標

- ① 科学的な観察力、思考力並びに表現力を身につける。
- ② 他者の痛みの分かる心をもち、他者の立場になって行動する態度を身につける。
- ③ 地域の課題に積極的に関わり、その課題解決に貢献する姿勢を養う。
- ④ 自ら問題を解決する能力と生涯にわたって学習を継続する姿勢とを養う。

◇エビデンス集

【資料 1-1-1】学則（第 1 条、第 3 条、第 4 条）

1-1-② 簡潔な文章化

本学は、教育目的を具体的に示した教育目標を大学案内、学生便覧に明記し、学生や教職員に配布・周知している。また、教育研究上の目的は、三つの方針（アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）と各専攻の教育課程の概要を明記することで、学生生活を送る中で、平易に理解できるよう配慮している。

受験生やその家族、高校教員、社会や医療機関の人々に対しては、大学案内や学生募集要項、大学ホームページ等、各種媒体により簡潔に表現され、教育目標、本学の特色である「障がい予防リハビリテーション」や「本学で身に付く力」、「各専攻の教育の特色」などについて、大学ホームページや大学案内に具体的に明記している。

◇エビデンス集

【資料 1-1-2】学生便覧

【資料 1-1-3】大学案内

【資料 1-1-4】令和 5 年度学生募集要項

【資料 1-1-5】大学ホームページ(大学紹介→教育理念、大学ポリシー)

1-1-③ 個性・特色の明記

本学は、「学問的探求心を備え、豊かな人間性と幅広い教養と視野を持つ医療専門職を育成する」ことを教育理念としている。

この理念を具現化するため、卒業時に学生が修得しているべき知識・能力等として、①医療専門職としての高い専門的な知識と技術、②豊かな人間性、③保健、医療、福祉、介護の発展に寄与できる能力、④地域特性に対応し地域社会に貢献できる知識と能力を身につけさせることを個性・特色としていることを、大学設置認可申請書で記載している。

(※ 設置の趣旨 13P 大学の特色に記載)

このため、本学健康科学部リハビリテーション学科は、①理学療法士、作業療法士の資格取得条件を満たすように編成された教育課程と共に、②リハビリテーションの知識と技術が現代社会で果す意味を学生が自覚し、使命感とやり甲斐を明確に持てるような教養教育の実施、③気候、風土、生活習慣等、地域の特性も考慮しながら、リハビリテーションを通じて、住民の健康寿命延伸に向けた具体的なアプローチができる人材の育成、④主に青少年、座業労働従事者、高齢者等を対象とする障がい発生予防支援の取組みの中核的役割を果たすことのできる人材の育成を特色としている。また、学生には、理論と実践の関連を基盤とした専門基礎科目、専門科目の学修を通じて、理学療法士、作業療法士が身につけるリハビリテーションの知識と技術を修得させ、自ら積極的に思考し、能動的に課題の解決を図ろうとする幅広い視野と豊かな人間性を備え、将来にわたり理学療法士、作業療法士の専門性を探究していくとともに、保健医療福祉チームのメンバーとして、協働を図りながらリハビリテーション医学の質の向上に貢献する能力を養わせる。

これらは、「教育倫理綱領」や「大学案内」、「学生便覧」、大学ホームページに明記し、教職員、在校生はもとより、受験生や社会一般に示している。

特に、健康増進、障がい予防リハビリテーションについては、学生の正課とする授業科目（健康増進障害予防概論、健康増進障害予防演習Ⅰ(検査測定)、健康増進障害予防演習Ⅱ(実践指導)）を設定する他、住民の健康づくりのため公開講座、実技指導の開催、大学施設の開放などにより、地域に貢献しており、本学の特色となっている。

◇エビデンス集

【資料 1-1-6】大学設置認可申請書類「設置の趣旨を記載した書類」

【資料 1-1-7】学則（第4条） 【資料 1-1-1と同じ】

【資料 1-1-8】教育倫理綱領

【資料 1-1-9】大学案内 【資料 1-1-3と同じ】

【資料 1-1-10】学生便覧 【資料 1-1-2と同じ】

【資料 1-1-11】大学ホームページ（大学紹介→学びの特色）

【資料 1-1-12】健康科学部で養成される能力(大学案内 5 頁も参照)

【資料 1-1-13】学部の教育課程（カリキュラム）

【資料 1-1-14】健康増進教室の概要（概要図、参加者数、写真）

1-1-④ 変化への対応

医療、介護、福祉の現場で活躍する人材の社会的要請は大きく、高度な技術と豊かな人間性を備えた、理学療法士、作業療法士を育成するための、本学の使命及び教育目的は、高齢化が進行している社会の要請に応えるものである。

大学の使命及び教育目的は社会情勢等に対応し、必要に応じて見直しを行っていくべきものと認識しているが、我が国の少子高齢化が進行する中、病者・障がい者のリハビリテーション医療と、それによって健康寿命を延伸させることは、日本社会の安定的発展にとってきわめて重要な課題であり、そのためには優れた人材の確保が必要となるという、社会の要請に大きな変化はなく、これまで大学の使命・目的、教育目的そのものの変更はない。

本学は大学教育化の意義として、高い専門的知識と技能を身につけた理学療法士、作業療法士の育成だけでなく、学生にプラスワンの知識・能力として、開学当初から重点を置いている「健康増進、障がい予防リハビリテーションによる住民の健康増進での地域貢献」に一層の意識を高めているところである。

◇エビデンス集

【資料 1-1-15】北海道健康増進計画「すこやか北海道 21」

【資料 1-1-16】大学案内（健康増進教室等、地域貢献事業）

【資料 1-1-17】大学ホームページ（大学紹介→教育理念）

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

今のところ、建学の精神、学則及び教育の理念に示されている教育の使命・目的は変わらない。しかし、本学の教育内容については、医療介護の現場や卒業生等の意見を聴くなど、客観的な視点を取り入れた確認を行い、社会情勢の変化を踏まえた点検を継続し改善につなげていく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

大学の使命・目的及び教育目的は、学則第 1 条で規定し、開学年度に定めた「教育倫理綱領」においても、教職員が遵守する事柄の中で明らかにし、その重要性について役員・教職員に理解されている。

今後、大学の使命・目的及び教育目的を改定する必要が生じた場合は、教職員が参加する学内の関係会議、教授会の審議を経て、学長が決定した後、理事会において審議、承認されることになる。

◇エビデンス集

【資料 1-2-1】北海道千歳リハビリテーション大学学則第 1 条 【資料 1-1-1】と同じ

【資料 1-2-2】教育倫理綱領 【資料 1-1-8】と同じ

1-2-② 学内外への周知

大学の使命・目的及び教育目標は、簡潔に文章化し、学生便覧に明記することで、学内の学生や教職員に配布・周知している。また、教育研究上の目的は、三つの方針（アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）と各専攻の教育課程の概要を明記することで、学生生活を送る中で平易に理解できるよう履修の手引きにも記載し、学外に対しては、大学案内、大学ホームページに掲載し、広く周知に努めている。

また、受験生に対しては、アドミッション・ポリシーについて、オープンキャンパス、進学相談会等の機会をもって、入学前からその周知に努めている。

◇エビデンス集

【資料 1-2-3】学生便覧

【資料 1-2-4】履修の手引き

【資料 1-2-5】大学案内

【資料 1-2-6】大学ホームページ(大学紹介→大学ポリシー)

【資料 1-2-7】オープンキャンパス説明資料

【資料 1-2-8】進学相談会配布資料（大学案内：アドミッション・ポリシー）

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学の教育研究に係る中期目標・中期計画は、建学の精神と大学の使命・目的及び教育目的を踏まえて策定しており、令和7年3月までの5年間の中期目標・計画では、先ず、「I 中期目標策定にあたって」として、①北海道千歳リハビリテーション大学の現状、②中期目標を策定する意義、③中期目標の目指すもの、④中期目標の期間を明記し、「II 北海道千歳リハビリテーション大学を取り巻く現状」として、①少子高齢化、②医療保険制度、③介護保険制度、④他大学の状況を記載、「III リハビリテーション医療の現状」として、①リハビリテーション医療の重要性、②理学療法士、作業療法士の必要性と今後の在り方を示し、「IV 北海道千歳リハビリテーション大学の実績」として、①基本理念、②組織運営、③セラピスト養成の実績、④生涯教育の支援と卒後教育の充実、⑤社会への還元・地域連携の充実を記載し、その上で、本学の基本的な目標を記載した中期目標及び、目標達成するための措置として、中期計画を明記した。

そして、具体的な中期目標・中期計画として7つの基本領域を設定した。

1. 教育に関する目標・目標を達成するための措置
2. 研究に関する目標・目標を達成するための措置
3. 社会貢献及び地域を指向した教育・研究に関する目標・目標を達成するための措置
4. 業務運営の改善に関する目標・目標を達成するための措置
5. 自己点検・評価に関する目標・目標を達成するための措置
6. その他業務運営に関する目標・目標を達成するための措置
7. 他大学等との連携に関する目標・目標を達成するための措置

◇エビデンス集

【資料 1-2-9】北海道千歳リハビリテーション大学中期目標・計画

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学では、大学の使命・目的及び教育目的を踏まえて、三つのポリシーを策定している。したがって三つのポリシーは、大学の使命・目的及び教育目的を反映している。

◇エビデンス集

【資料 1-2-10】学生便覧

【資料 1-2-11】令和5年度学生募集要項

【資料 1-2-12】大学ホームページ（大学紹介→大学ポリシー）

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学では、教育研究組織として、健康科学部に1学科（リハビリテーション学科）、2専攻（理学療法学専攻、作業療法学専攻）を設置している。

高度な技術と豊かな人間性を備えた、理学療法士、作業療法士を育成するため、また、**教育**研究を実施するにあたり、組織的な連携と責任の所在が明らかになるよう、「北海道千歳リハビリテーション大学における講座等に関する規程」を制定し、理学療法学担

当、作業療法学担当の他、主に教養教育を担当する共通教育担当を設置している。

本学の使命・目的及び教育目標をより効果的に達成するために、附属施設として、図書館、学生支援センター、情報センター、産学連携研究センター及び保健管理センターを設置している他、平成 30 年度から入学者の安定的確保と教育支援を通じて学生の能力向上を担う実働組織として、入学試験委員会に入試・広報センター、教務委員会に教育支援センターを設置した。

なお、令和 4 年度からは、入試・広報センター及び教育支援センターの活性化を図るため、委員会下部組織から学長直轄のセンターとして昇格させている。

◇エビデンス集

- 【資料 1-2-13】令和 5 年度北海道千歳リハビリテーション大学教育研究組織図
- 【資料 1-2-14】北海道千歳リハビリテーション大学における講座等に関する規程
- 【資料 1-2-15】北海道千歳リハビリテーション大学図書館規程
- 【資料 1-2-16】北海道千歳リハビリテーション大学学生支援センター規程
- 【資料 1-2-17】北海道千歳リハビリテーション大学情報センター規程
- 【資料 1-2-18】北海道千歳リハビリテーション大学産学連携研究センター規程
- 【資料 1-2-19】北海道千歳リハビリテーション大学入試・広報センター内規
- 【資料 1-2-20】北海道千歳リハビリテーション大学教育支援センター内規

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、建学の精神、本学の使命を再認識すると同時に、本学の将来像を示す、「北海道千歳リハビリテーション大学グランドデザイン」を定め、それに基づき、5 年間の中期目標・中期計画、単年度の事業計画を作成し、毎年見直しを行っている。中期目標・中期計画、三つのポリシー及び教育研究組織は環境に応じて改善していくが、その際には、使命・目的及び教育目的を確実に反映させていく。

◇エビデンス集

- 【資料 1-2-21】北海道千歳リハビリテーション大学グランドデザイン
- 【資料 1-2-22】北海道千歳リハビリテーション大学中期目標・中期計画【資料 1-2-9 と同じ】

[基準 1 の自己評価]

本学の目的・教育目標は簡潔に明文化されている。これを反映した三つのポリシーとともに、その内容については大学ホームページ、大学案内、学生便覧などを通じて、大学全体及び社会に広く公開している。

また、目的を達成するために、令和 2 年度には、中期的な計画の作成が新たに規定化された私立学校法の改正（第 45 条の 2）に合わせ、「北海道千歳リハビリテーション大学グランドデザイン」を作成し、役員・教職員の理解と支持に基づいた中期目標・中期計画のもと教育研究組織を整備している。

基準2. 学生

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

1) アドミッション・ポリシーの策定

本学は、大学新設に当たって、建学の精神を踏まえた大学の使命・目的及び教育目標を達成するために、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの「三つのポリシー」を定めた。

2) アドミッション・ポリシーの周知

大学ホームページ、大学案内、学生募集要項、学生便覧、履修の手引きにアドミッション・ポリシーを明記し、入学者受入方針の周知に努めている。また、オープンキャンパス・進学相談会等での大学説明においても、本学のアドミッション・ポリシーを周知している。

◇エビデンス集

【資料 2-1-1】大学大学ホームページ（大学紹介→大学ポリシー）

【資料 2-1-2】学生便覧

【資料 2-1-3】令和5年度学生募集要項

【資料 2-1-4】大学案内

【資料 2-1-5】履修の手引き

【資料 2-1-6】オープンキャンパス時の入試説明資料（入試顧問から画像で説明）

**2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
<健康科学部リハビリテーション学科>**

1) 本学における入学試験（以下「入試」と記載）は、次の試験区分を設けている。

入試区分		試験科目
総合型選抜	講義受講方式	・学習能力試験（受験当日に受講した講義内容についての筆記試験）、面接試験、レポート課題
	オープンキャンパス参加方式	・レポート課題（エントリー時に提出）、面接試験（レポート課題についての口頭試問を含む。）
推薦型選抜	学校推薦型選抜I期	小論文、面接試験
	指定校推薦型選抜	小論文、面接試験
	学校推薦型選抜II期	小論文、面接試験
一般選抜	A 日程	[筆記試験] 必修科目：国語総合（現代文） 選択科目：数学Ⅰ・A、コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ・英語表現Ⅰ、生物基礎、化学基礎から1科目を出願時に選択
	B 日程	[面接試験]
大学入学共通テスト利用選抜	前期	必修：国語（国語（近代以降の文章） 選択：以下の3教科から2教科を選択 ・数学『数学Ⅰ・数学A』『数学Ⅱ・数学B』から1科目を選択 ・理科「物理基礎」「化学基礎」「生物基礎」から2科目を選択、又は、「物理」「化学」「生物」から1科目を選択 ・外国語『英語（リスニングを含む。）』
	後期	
社会人特別選抜		小論文、面接試験

入試区分ごとの選考方法については、「入試・広報センター」で検討し、入学試験委員会に附議、その後、教授会の意見を聴いて、学長が決定し、「学生募集要項」の各試験区分のページごとに記載している。

2) 入学者受入体制

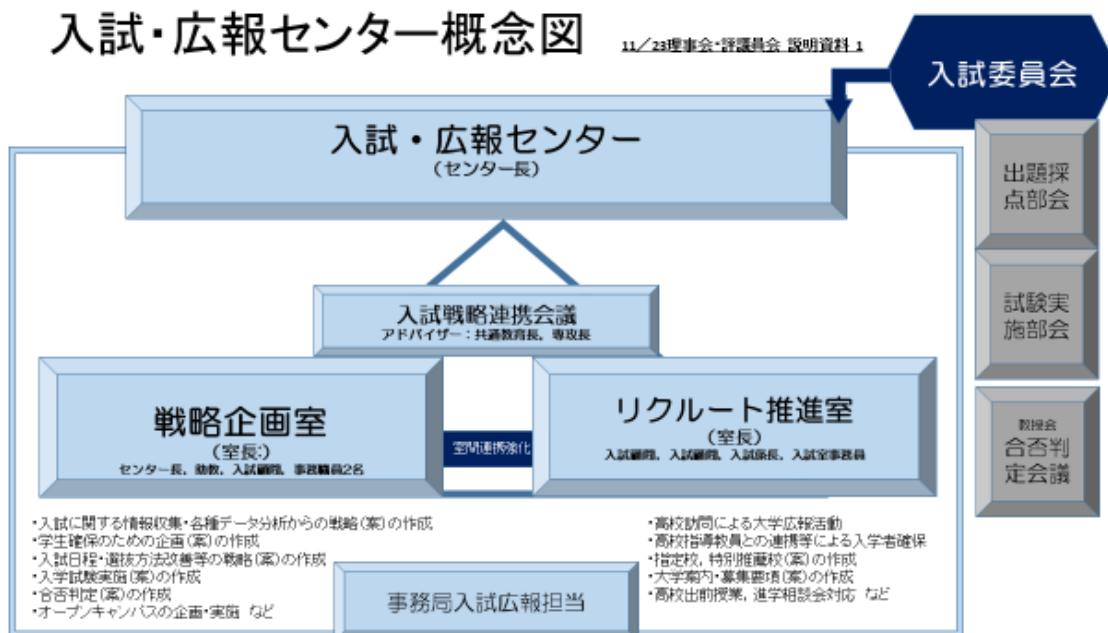
本学の入学者受け入れ体制は、学長が議長の入学試験委員会に出題採点部会、試験実施部会、教授会に合否判定会議を配置し、学生募集活動は、入試・広報センターを中心に行うことで、その体制を整えている。

特に、学生募集については、開学年度の平成29年度に受入れる学生の入学試験に関する準備行為のため、大学新設に係る文部科学大臣の認可後、北海道千歳リハビリテ

ーション大学事務組織規程第18条に、事務局入学広報室の事務分掌を定め、入試広報室に学生募集に特化した職員を入試アドバイザーとして2名採用し、入学者の受入れを実施してきた。

平成30年11月から、これまでの高校の校長経験者の入試アドバイザー及び大学事務局職員を中心とした「学生確保」の体制を強化し、大学の重要課題である学生確保を行うため、教職協働の位置づけを明確にした「入試・広報センター」を新設し、情報収集や各種データ分析を行うなど、学生確保のための企画（案）を担う「戦略企画室」、高校の進路指導教員との連携等による主に学生確保を担当する「リクルート推進室」の2室を設け、入試・広報センター長の下、全学的な学生確保の体制を構築した。

入試・広報センター概念図



【資料 2-1-10】

令和4年度には、学生確保の強化のため、入試・広報センターを入学試験委員会から独立させ、学長直轄の組織に昇格させた。

また、高校進路指導部教諭と接する「リクルート推進室」には、道内の高校校長経験者3名を配置し、事務局入試広報室と連携して、高校出前授業や進学相談会など、次の活動を展開している。

- ① 入試・広報センター「リクルート推進室」が、道内226校の高校進路指導部等を訪問し、本学の特色やアドミッション・ポリシー、訪問先の高校出身者（在学生）の状況等を丁寧に説明している。
- ② オープンキャンパスの実施：令和4年度は、5月から3月にかけて、計7回、来学型・対面型で開催している。

参加人数は、3月開催前までで延べ194人、保護者延べ109人、他大学や高校教諭の見学もあり、他大学のオープンキャンパスとの比較・評価も聞いている。

本学のオープンキャンパスの実施主体を、教職員から学生に変更したことも評価され、参加者も親しみを持って接している。

- ③ 高校からの大学訪問を令和4年度は、計2回受け入れ、参加人数は、18名であり、模擬講義や施設見学を実施している他、個別訪問にも入試・広報センターのリクルート推進室が丁寧に対応している。
- ④ 本学教員による高校出前授業も積極的に対応しており、令和4年度は、9校167名の受講生に対し、職業説明や大学での学び等について説明を行った。
- ⑤ 高校独自に行っている進路相談会について、令和4年度は、10校に参加し、面談者は100名であった。また、入試業者主催の進学相談会は、道内47会場に参加し、398名と面談した。
- 3) 入学試験問題の作成は、入学試験委員会の「出題採点部会」が行っている。出題採点部会は、共通教育長が責任者となり、作間に係る指示、サポート及び調整、会議開催を総括し、学部長他1名が作問担当者のサポートを行っている。
- 4) 入学試験の実施に関しては、試験区分ごとに実施要領及び監督要領を作成している。
- 5) 合否判定に関しては、入試・広報センターで合否原案を作成し、その後、入学試験委員会、教授会で審議し決定している。
- 6) 入学前教育に関しては、教育支援センターが全ての入試区分の合格者を対象に実施している。
令和5年度入試の合格者に対しては、大学での生活や学びに向けた意識づけを目的とした動画配信のほか、人体の構造（解剖）、機能（生理）、高校生物基礎に関する内容など全6回の課題を課し、提出させ、評価を行う方法で実施した。
- 7) 本学は、大学入学共通テスト利用選抜以外の全ての入試区分で「面接試験」を実施しており、面接官は、本学のアドミッション・ポリシーを踏まえ、面接を実施している。
- 8) 入学者受入れの検証：入学者に対して、出願傾向や志望動機などを把握し、学生確保の施策に活かすため「新入生アンケート」を毎年実施し、検証している。

◇エビデンス集

- 【資料 2-1-7】北海道千歳リハビリテーション大学事務組織規程（第18条）
- 【資料 2-1-8】北海道千歳リハビリテーション大学入学試験委員会規程
- 【資料 2-1-9】北海道千歳リハビリテーション大学入試・広報センター内規
- 【資料 2-1-10】入試・広報センター概念図
- 【資料 2-1-11】令和4年度大学オープンキャンパス参加状況
- 【資料 2-1-12】オープンキャンパス参加者アンケート結果（令和4年度）
- 【資料 2-1-13】令和5年度入試結果【専攻別・試験区分別】
- 【資料 2-1-14】新入生アンケートの結果

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学は、開学以来、入学定員 110 名を確保している。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、北海道の政治・経済・文化の中心地である札幌市から約 30 キロ南に位置し、人口 98,000 人の千歳市にある。

令和 5 年度の道内高校 3 年生は、36,923 名と予想されており、札幌市及び札幌市近郊都市の高校 3 年生は、14,990 名と道内高校生の 4 割強をしめている。

立地条件では、道内の同系他大学（6 校）と比べて不利なところではあるが、学生確保のため、次の活動を実施している。

① 学生募集に特化した組織として、平成 30 年 11 月に入試・広報センターを設置し、センター内に学生確保のための企画、入試情報収集及び各種データ分析からの戦略(案)の作成を任務とする「戦略企画室」、高校訪問、高校出前授業等の広報活動を任務とする「リクルート推進室」を設け、室間の連携を強化すると共に、リクルート推進室には、道内高校の校長経験者 3 名を配置し、高校進路指導部と連携に力を入れている。

② オープンキャンパスでの工夫

在校生にオープンキャンパスの運営を主体的に行わせ、教職員は支える側に回っている。

このため、参加者からは、年齢の近い学生との会話や説明が分りやすく、参加者自身入学後の臨場感もあって、評判がよい。

エビデンスはお示しできないが、道内各大学のオープンキャンパスを視察している高校教諭からは、「施設を見せることが多い他大学と比べて、参加するたびに新しい企画があり、新鮮で楽しく思っている。」との感想を頂いている。

③ 教育重視型大学であることを学長等が機会を見て発信している。

大学の環境整備面での派手さはないが、高校の進路指導部が重視する①教育の質の高さ、②丁寧な学生指導、③教育研究成果の発信力、④学生目線に即応した厚生面での充実などが、受験大学選定の重要な要素であることを認識し、①面倒見の良さ、②特色ある教育と意欲ある研究者、③高校指導部との太いパイプなど、本学のストロングポイントを活かし、「リハビリテーションを学ぶなら、やっぱり千歳リハ大」と言わるよう、高校訪問時に入試・広報センターの入試アドバイザーが説明している。

本学の課題として挙げられるのは、①国家試験対策、②テレビ媒体を利用した情報発信（教員の魅力的な研究成果を含む。）の不足、③道内高校生の 4 割強が居住する札幌市及び札幌市近郊都市からのアクセス、④厚生施設の充実等、教育環境の整備である。

このため、学生本位の教育を実施するため、建物狭隘の解消を含めた学生目線での検討を行い、令和 3 年度から大学発着の自家用大型バスを 2 台導入し、今後、校舎の増改築、キャンパスの移転、教養課程と専門課程のキャンパス分離等の検討を行い、可能な限り早期に教育研究体制の再構築を目指すことを、大学のグラ

ンドデザインに盛り込んだ。

◇エビデンス集

- 【資料 2-1-15】 北海道千歳リハビリテーション大学入試・広報センター内規
- 【資料 1-2-19】 と同じ
- 【資料 2-1-16】 入試・広報センター概念図 【資料 2-1-9】と同じ
- 【資料 2-1-17】 令和4年度大学オープンキャンパス参加状況 【資料 2-1-10】と同じ
- 【資料 2-1-18】 オープンキャンパス参加者アンケート結果（令和4年度）
 - 【資料 2-1-11】 と同じ
- 【資料 2-1-19】 北海道千歳リハビリテーション大学グランドデザイン 【資料 1-2-21】
 - と同じ
- 【資料 2-1-20】 教育倫理綱領 【資料 1-2-2】と同じ
- 【資料 2-1-21】 入学者数一覧（平成29年度から令和5年度）

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備については、下図に示すような全学システムで対応している。

平成 30 年 11 月には、教務委員会の下に教育支援センターを設置し、センターに「教育戦略室」、「教育支援室」を設け、教育支援室には、「教育サポート部門」、「教育企画部門」を配置するなど、教員と学務課職員が合同で学生の修学支援に当たっている他、学生の方相談に応じる「ほっとルーム」を設置し、学生からの生の声を学修支援に活かしている。

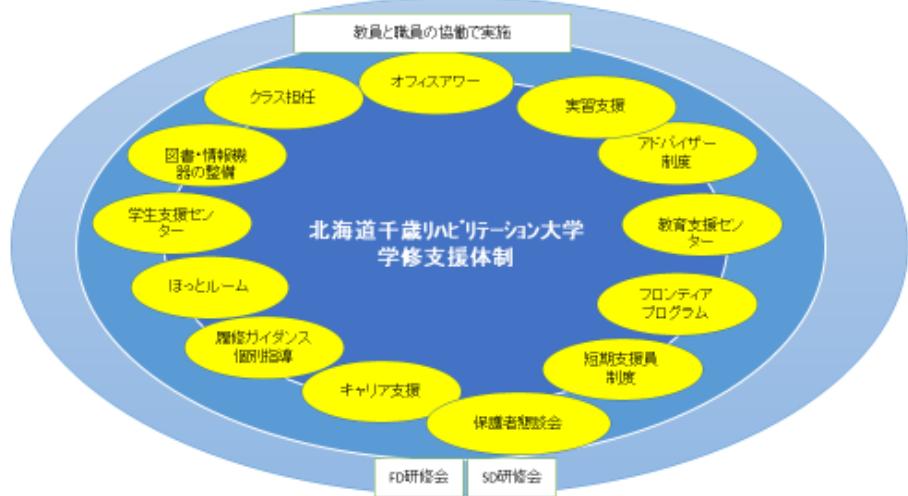
令和 4 年度には、学修支援をより充実させるため、教育支援センターを教務委員会から独立させ、学長直轄の組織とした。

オフィスアワーの設置は、授業を開講する全ての教員がシラバスに明記し、学生からの質問・相談に応じている。

学生の成績と出席状況は、学内システム上で把握できるようになっており、学生の学修の状況に応じて、指導援助を行っている。また、学生及び保護者には、年に 2 回「学業成績記録」を通知し、共通理解が得られる体制が整っている。

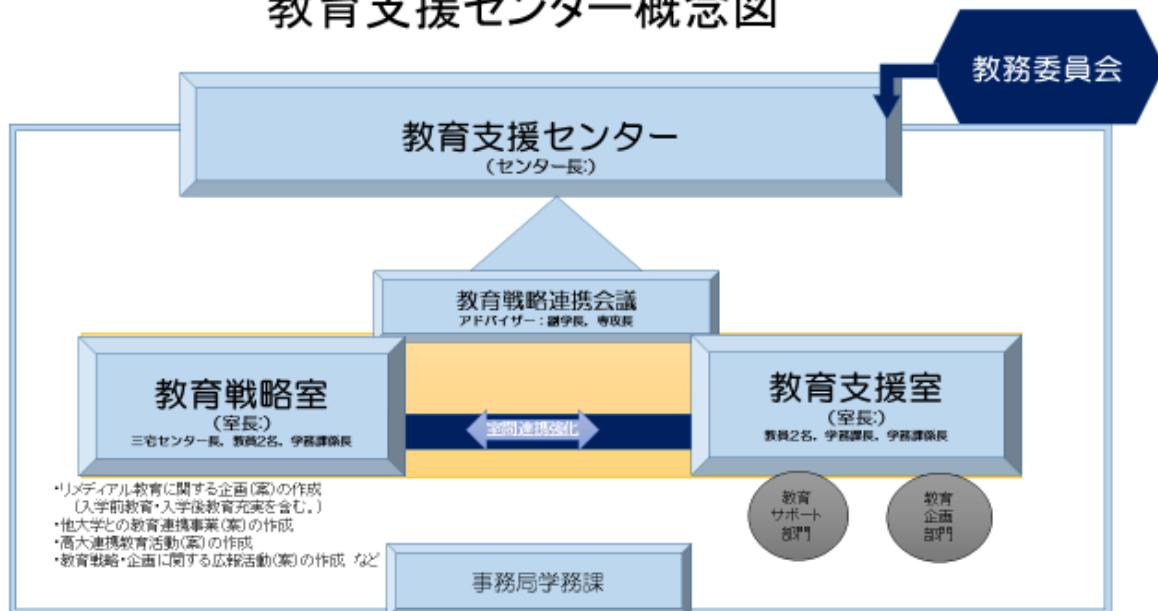
令和 4 年度から、保護者と学生生活の状況について相互理解を一層深めることを目的として、「保護者懇談会」を道内 8 会場で開催しており、さらに、成績及び出席状況が良いとは言えない学生を修学指導対象とし、保護者と状況の共有を図っている。

退学や休学を希望する学生に対しては、担任教員が必ず学生と面談をし、事情を詳しく聴き取り、必要に応じて保護者に連絡を入れている。また、中途退学、休学等の申出があり学長が許可した場合は、教授会に報告するとともに、IR 室では、各科目の成績及び高校の成績をデータベース化し、留年・退学・国家試験不合格のいずれかで紐づけをすることで、学修状況を分析し、各担任の学生指導の資料として役立てている。



【学生支援体勢図】

教育支援センター概念図



【資料 2-2-2】

◇エビデンス集

【資料 2-2-1】 北海道千歳リハビリテーション大学教育支援センター内規 【資料 1-2-20】と同じ

【資料 2-2-2】 教育支援センター概念図

【資料 2-2-3】 シラバス 【資料 F-12】と同じ (電子データ)

【資料 2-2-4】 退学者・休学者・留年生一覧

【資料 2-2-5】北海道千歳リハビリテーション大学学生相談室規程

【資料 2-2-6】相談室「ほっとルーム」利用報告書

【資料 2-2-7】保護者懇談会開催資料

【資料 2-2-8】IRによる留年・退学・国家試験不合格に関する分析結果資料

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学は、大学院を設置していないため、TA制度は設けていないが、学生支援を目的に制定した「短期支援員制度」を規程化しており、これを活用し、研究の補助や大学行事の補助業務を行わせるなどで、修学面、経済面での学修支援を行っている。また、新入生、在学生オリエンテーション、障がいのある学生への学修配慮などの学修支援体制を整えている。

- 1) 短期支援員制度の具体的な活用方法は、①オープンキャンパスのスタッフ、②研究データの分析、③大学案内等の発送業務、④一般市民を対象とした健康増進教室の補助スタッフなど、本学の管理運営の補助業務を行わせている。
- 2) 新入生、在学生オリエンテーションは、学期の始めに3日程度の日程で行っている。また、各学年の留年者に対しては、副学長が直接修学面や生活面での指導を行い、中退の予防に繋げている。
- 3) 障がいのある学生への学修配慮については、担任教員及び事務局学務課で学生と面談し、状況を把握すると共に、本人の学修上の希望を聴き取り、希望に沿って掲示物の文字の拡大、授業時の配布資料を拡大して配布するなど、学生のプライベートに配慮しながら支援している。

また、試験では、障がいのある学生の申し出を踏まえ、弾力的運用を行うこととしている。

◇エビデンス集

【資料 2-2-9】北海道千歳リハビリテーション大学短期支援員の雇用に関する要項

【資料 2-2-10】クラス担任一覧（令和4年度）

【資料 2-2-11】アドバイザ一日程等一覧

【資料 2-2-12】令和4年度オリエンテーション日程

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の学修支援は充実していると認識しているが、退学者、休学者、留年生を合わせた数が平成29年度の開学時から増加に転じている。

コロナ禍で、対面授業の減少による弊害もあり、学生のモチベーションの低下も一因と思われる。本学は、2専攻合わせて定員110名という小規模大学であることから、クラス担任制やアドバイザ制度を導入し、学生生活の悩み、学業、進路など、何でも気軽に相談できる体制を設けているが、さらに新入生向けの入学後教育の充実を図り、入学後の学修習慣定着に向けて改善に努める。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学健康科学部リハビリテーション学科は、理学療法士、作業療法士の養成施設としての性格も兼ね備えている 2 専攻で構成されており、学生は、卒業時にこれらの国家試験の受験資格を取得することができる。

本学では、教育理念「学問的探求心を備え、豊かな人間性と幅広い教養と視野を持つ医療専門職（理学療法学、作業療法士）を育成する。」に沿ったカリキュラム・ポリシーに基づき、1 年次より実際の臨床場面を見学し、そこで働く理学療法士及び作業療法士から臨床での話を聞くなどの見学実習に始まり、4 年間を通して、リハビリテーション医療の専門職になるための目標指向的な学修を行っている。

4 年次においては国家資格取得に向けて国家試験の模擬試験を行うなど国家試験対策を行っている。

また、進路・就職支援を下記の通り行っている。

<進路支援>

- ① 臨床治療学実習Ⅱ終了後（9月頃）より進路希望調査を行い、全教職員が進路希望、求人情報、就職先情報を共有できるようにしている。
- ② 就職活動用の Google クラスルームや面談を利用し、就職活動の心構え、受験先・求職先への手続き、アポイントメント（訪問や面接の予約）のとり方、履歴書の書き方などの指導を行っている。また、本学が作成した就職活動に使用する履歴書と封筒を無料配布している。
- ③ 道内外の施設等から到着した求人票は、求人票専用の Google クラスルームを利用し、学生に情報を伝えている。また、各市町村や団体からの合同説明会等の案内は掲示で学生に周知している。
- ④ 主にクラス担任が学生との面談を行い、個別相談等を実施している。
推薦書が必要であれば、その都度発行している。
- ⑤ 面接練習は、学生の就職活動が本格的に開始する 9 月後半から、週に 2 回程度、希望する学生に対し事務管理職が行っている。また、就職面接後の学生にアンケートを行い、今後の面接練習の参考として面接時の質問を記録し保管するとともに、学生が自由に閲覧できる環境を整え、採用試験当日のイメージがしやすくなるよう支援している。
- ⑥ 9 月上旬にハイブリッド方式（対面およびオンデマンド開催を併用）での就職説明会を、市内のホテル会場を借り上げて実施している。令和 4 年度は 9 3 施設が参加し、就職希望の 4 年生が説明を受けた。
- ⑦ 就職試験後の支援については、就職内定先への書類提出や対応（内定先や不

採用施設への挨拶、内定辞退等)についての支援を行っている。

- ⑧ 卒業後の就職先が決まらず、支援を希望する者に対しては、引き続き求人票専用の Google クラスルームにて必要な情報を公開し、積極的に活用するよう案内している。

◇エビデンス集

【資料 2-3-1】 北海道千歳リハビリテーション大学就職支援室要項

【資料 2-3-2】 進路調査

【資料 2-3-3】 採用試験前の支援

【資料 2-3-4】 令和 4 年度求人票

【資料 2-3-5】 面談記録、推薦書

【資料 2-3-6】 面接指導、面接アンケート

【資料 2-3-7】 令和 4 年度就職説明会

【資料 2-3-8】 採用試験後の支援

【資料 2-3-9】 既卒生への支援

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

学生のキャリア形成を支援するために教職員が連携しながら取り組んでいるが、特に国家試験合格率が課題となっている。

このため、入学後の学修習慣定着を図り、成績不振者を引き上げることを目的としたフロンティアプログラムを強化などし、既卒生を招いた動画配信で、セラピストになつた喜びや苦労を講演してもらい意識向上を行っている。

その結果、令和 5 年 2 月に行われた第 58 回の国家試験では、理学療法学専攻、作業療法学専攻とも、大幅な改善がみられたところである。

今後とも、実学重視の大学として、国家試験対策と就職支援について、充実を重ねていく。

◇エビデンス集

【資料 2-3-10】 フロンティアプログラム資料

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学は、学生生活の安定のための支援組織として、学生委員会、学生支援センターが設置され、①各種奨学金、②学生の課外活動への支援、③学生の心身に関する健康相談体制の充実が図られている。

① 修学支援 経済的支援：奨学金制度（大学独自の奨学金、企業等からの奨学金等）
(大学独自の奨学金等)

名称	概要	支援額	備考
新型コロナウイルス感染症拡大にかかる千歳リハ大・学生支援金について (令和2年度・2022年5月28日)	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い在学生が安心して学習に臨めるよう、学習環境を整備させた。	学生1人に対して 一律 50,000円	
新型コロナウイルス感染症対策助成金（令和2年度）	新型コロナウイルス感染症拡大による影響により、経済的に困窮し修学の継続が困難となっている学生の支援として、有志の企業等からの寄付をもとに学生への助成金で、学生への支援。	大学への助成金総額：60万円（430人×2,000円）	不足分は、大学が負担とする
【大学独自】特別奨励学生制度	一般選抜において優秀な成績で入学し、その後の学業成績においても他の学生の模範となる者を対象に、授業料を減免する制度。	年間授業料の半額（650,000円）又は4分の1（325,000円）を減免	1年間 ※2年次以降は、「優秀学生奨学金（授業料減免型）として改めて選考する。

【大学独自】優秀学生奨学金	本学学生の模範となる者を対象に授業料を減免し、今後の更なる学業を奨励する制度。	年間授業料の半額(650,000円)又は4分の1(325,000円)を減免	2年次以降の学生で向上心が高く、学業・人物ともに優秀である者。 1年間 ※選考は、毎年度実施する。
【大学独自】兄弟姉妹等入学金免除制度	本学の在学生及び卒業生の兄弟姉妹等が入学する場合に、入学金の全額を免除することで、学費負担者の経済的負担の軽減を図る制度。	入学金30万円全額を免除	
【大学独自】千歳リハ大奨学金(無利息貸与型)	経済的理由により修学が困難な学生に対し、教育を受ける機会を保持するために支援するもの。	毎月3万円を限度に学長が決定した額(年間36万円以内)	
【大学独自】災害時等緊急支援奨学金	自然災害(地震、台風、豪雨等)により被災された方に対し、進学機会の確保を図るため支援する制度。	毎月3万円を限度に学長が決定した額(年間36万円以内)	
【文科省・日本学生支援機構】学生支援緊急給付金事業(令和2年度・2020年5月)「学びの継続」第1次配分	特に自宅外通学の学生で、新型コロナウイルス感染拡大による影響でアルバイト収入が大幅に減少し、修学の継続が困難になっている学生等に対して現金を支給することで支援を行うもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯の学生等：20万円 ・上記以外の学生等：10万円 	<p><第1次配分> 学内の上限額 370万円</p>
【文科省・日本学生支援機	特に自宅外通学の	・住民税非課税	<第2次配分>

構】学生支援緊急給付金事業（令和2年度・2020年7月）「学びの継続」第2次配分	学生で、新型コロナウイルス感染拡大による影響でアルバイト収入が大幅に減少し、修学の継続が困難になっている学生等に対して現金を支給することで支援を行うもの。	世帯の学生等： 20万円 ・上記以外の学生等：10万円	学内の上限額 290万円
【文科省・日本学生支援機構】学生支援緊急給付金事業（令和2年・2020年8月）「学びの継続」追加配分	特に自宅外通学の学生で、新型コロナウイルス感染拡大による影響でアルバイト収入が大幅に減少し、修学の継続が困難になっている学生等に対して現金を支給することで支援を行うもの。	・住民税非課税 世帯の学生等： 20万円 ・上記以外の学生等：10万円	<追加配分>学内の上限額 80万円
【文科省・日本学生支援機構】学生等の学びを継続するための緊急給付金（令和3年・2021.12付け文部科学省による文書）	対象：給付奨学金受給者（12月10日時点で受給している者に事前意思確認を行う。）	対象学生への支援額：1人に対して10万円	該当者の報告人数：64人
【文科省・日本学生支援機構】学生等の学びを継続するための緊急給付金（令和3年・2021.12付け文部科学省による文書）1次推薦	ひとり親世帯・多子世帯学生が優先であり、自宅外で生活をし、家庭からの多額仕送りがなく、アルバイト収入減、家庭からの追加支援が見込めない学生を対象とする。なお、日本学生支援機構の奨学金を貸与していない学生で必要性がある者も対象となる場合がある	推薦学生への支援額：1人に対して10万円	推薦枠：生�数（実数）×8.0% = 推薦枠（推薦上限数） 20名推薦済み

【文科省・日本学生支援機構】学生等の学びを継続するための緊急給付金（令和3年・2022.2）2次推薦-1	ひとり親世帯・多子世帯学生が優先であり、自宅外で生活をし、家庭からの多額仕送りがなく、アルバイト収入減、家庭からの追加支援が見込めない学生を対象とする。なお、日本学生支援機構の奨学金を貸与していない学生で必要性がある者も対象となる場合がある	推薦学生への支援額：1人に対して10万円	推薦枠：生�数（実数）×5.0% = 推荐枠（推荐上限数） 4名推荐済み
【文科省・日本学生支援機構】学生等の学びを継続するための緊急給付金（令和3年・2022.2）2次推薦-2	ひとり親世帯・多子世帯学生が優先であり、自宅外で生活をし、家庭からの多額仕送りがなく、アルバイト収入減、家庭からの追加支援が見込めない学生を対象とする。なお、日本学生支援機構の奨学金を貸与していない学生で必要性がある者も対象となる場合がある	推薦学生への支援額：1人に対して10万円	推薦枠：生�数（実数）×5.0% = 推荐枠（推荐上限数） 4名推荐済み
【文科省・日本学生支援機構】学生等の学びを継続するための緊急給付金（令和3年・2022.2）3次推薦	ひとり親世帯・多子世帯学生が優先であり、自宅外で生活をし、家庭からの多額仕送りがなく、アルバイト収入減、家庭からの追加支援が見込めない学生を対象とする。なお、日本学生支援機構の奨学金を貸与していない学生で必要性がある者も対象となる場合がある	推薦学生への支援額：1人に対して10万円	推薦枠：2次推薦までに要件を満たしていると判断したが推薦できなかった学生と事前に調査回答した者 3名推薦済み

ほっかいどう若者応援プロジェクト（1回目） 食の支援を行います。	コロナ禍で困窮する若者・学生を応援。先着 200 名に限り Google フォームにて申請	物資の支援：お米、缶詰類、即席食材、洗剤や調味料など	2021.7/7、7/8、9/1 実施済み
ほっかいどう若者応援プロジェクト（2回目）食の支援を行います。	コロナ禍で困窮する若者・学生を応援。先着 100 名に限り Google フォームにて申請	物資の支援：お米、缶詰類、即席食材、洗剤や調味料など	2022.3/8 実施済み

② 学生の課外活動への支援

(ア) 学生会活動の支援については、学生が主体となって運営している学友会が組織され、「学友会員の自主的精神に基づき、会員相互の親睦と学園生活の向上を図ることを目的」として活動している。

(具体的活動内容)

活動名称	概要	予算措置	備考
学友会総会	決算の承認、予算の決定、新役員の紹介	0 円	
新入生歓迎会	学友会、課外活動紹介や新入生と上級生の交流	100,000 円	
スポーツ大会	クラス対抗によるスポーツ競技	70,000 円	
大学祭	各担当による出し物、模擬店などの開催、クラス別による出し物での発表	1,000,000 円	
クリスマス交流会	全学年で情報交換等を通じての交流	200,000 円	

(イ) 学生クラブについては、学友会が統括し、活動が行われている。学生は興味や関心に合わせて自由に入会することができる。各クラブには専任教職員が顧問として就き、クラブ活動に助言をしている。なお、クラブ活動にかかる経費は大学より支援を受けている。

学生クラブ一覧

クラブ等名	活動内容	配分予算額	備考
バスケットボール	練習、大会参加	0 円	
バレーボール	練習、大会参加	310,000 円	
サッカー	練習、大会参加	180,000 円	
ボランティア	通園、ゴミ拾い	0 円	
予防運動クラブ	地域イベントへの参加	0 円	
軟式野球	練習、大会参加	280,000 円	
剣道	練習、大会参加	0 円	
スポーツ理学療法クラブ (SPTC)	スポーツ理学療法を学ぶ	0 円	サークル
陸上競技サークル	練習	0 円	サークル
バドミントンサークル	練習	0 円	サークル
音楽研究サークル	練習	0 円	サークル
柔道部	練習	0 円	サークル

(3) 学生の心身に関する健康相談

心的支援、生活相談については、以下のとおりである。

(ア) 健康管理：安全衛生に配慮し、健康的で安定した学生生活を送れるよう、新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者など学生の感染状況を学内で把握している。状況によっては、抗原検査を実施し濃厚接触者との感染不安等を緩和させるとともに、学内の衛生面での管理を行っている。

a 医務室の設置：怪我や体調不良学生の応急処置に備えている。

b 健康診断：毎年 4 月に全学生を対象とした健康診断を実施している。健康診断の結果、必要がある場合には実施医療機関と連携を取り、個別に連絡・指導を行っている。本学は病院等での臨床実習を必修としているため、入学前に「麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、HBs 抗体(B 型肝炎)」5 項目の感染症抗体価検査を依頼し、入学後、抗体価の低い学生にはワクチン接種等を指導している。

(イ) 「ほっとルーム」臨床心理士を配置し、学業、健康、進路、人間関係、各種のハラスメント、担任や事務職員とでは話しにくいことなど学生生活を送るうえで生じた困ったことや悩みごとを相談できる窓口を設けている。

(ウ) ハラスメント防止の観点からは、ハラスメント防止規程を制定し、「ハラスマント相談室」を設け、相談の受け付け、個人の秘密を厳守した上で、事情を聴き対処する体制を整えている他、「ハラスマントガイドライン」を作成し、啓発に努めている。

(エ) 売店の設置：学生から要望の多かった売店を設置した。

◇エビデンス集

【資料 2-4-1】大学独自の奨学金等

【資料 2-4-2】新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

【資料 2-4-3】体育館利用及び課外活動ガイドライン

【資料 2-4-4】医務室の写真

【資料 2-4-5】相談室「ほっとルーム」利用報告書 【資料 2-2-6】と同じ

【資料 2-4-6】北海道千歳リハビリテーション大学ハラスメント防止規程

【資料 2-4-7】売店の写真

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生が安心かつ充実した学生生活を送るためには、心身の健康と経済面での支援が重要である。学生の健康に関する支援は、「ほっとルーム」が主体になるが、クラス担任・アドバイザー・学務課・総務課が個別的、組織的に学生の相談内容に応じて支援を行う。

特に経済面での支援は国の高等教育修学新支援制度が令和2年4月から開始され、公的支援が充実されたため、本制度の周知を入学前から大学説明会などの機会を利用し図っていく。

在学中の支援は現在の制度を活用しながらも、これらの申請状況を注視しながら更に制度の充実や改善を図る。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

校舎は、1期建物（平成6年竣工）、2期建物（平成10年竣工）、3期建物（平成17年竣工）及び4期建物（平成28年竣工）からなり、現在の耐震基準を満たし、安全性を確保している。

教室は、講義室、演習室、自習室、コンピュータ室、実習室を整備し、各教室には、講義等に必要な設備を整え、講義室には、プロジェクターとスクリーンを備えている。大中講義室には、ワイヤレスマイクやブルーレイディスクプレイヤーを設置している。また、演習室には可動式で軽量な机と椅子を配置し、取り外し可能なホワイトボードも設置して、グループワークにも適した環境となっている。

教室は、事務局学務課が管理・運営を行っており、授業の割当は、担当教員の意見を反映させながら適切に行っている。

校舎における各種保守点検作業は、専門性を有する業者に外部委託するとともに、技術員が毎日点検を行い、安全な管理運営を行う等、学修環境の整備及び運営管理は適切である。

◇エビデンス集

【資料 2-5-1】建物平面図

【資料 2-5-2】北海道千歳リハビリテーション大学施設整備・保全計画

【資料 2-5-3】施設整備管理業務契約書

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

情報演習室（コンピュータ室）、5室の演習室、装具加工室、機能訓練室、手工芸・絵画室、木工、金工、陶工、織物室、治療室、基礎医学実習室1、基礎医学実習室2、レクレーション室、日常動作訓練室等、リハビリテーション教育に必要な実習室の他、図書館、体育館を整備している。

情報演習室は一室で、32台のパソコンを設置し、学生は自由に利用することができる。その他、図書館内にもインターネットコーナーを設け、パソコン18台を配置し、これを演習にも使用させている。

演習室は、学生間での議論や教員がサポートに入るゼミの場として活用されている

他、レポートや資料の作成、情報検索、統計解析などの自習を行っている。

また、学生用ノート型パソコンも34台用意し、教育に支障が生じないよう整備している。

体育館はメインアリーナとトレーニング室、キャットウォーク、更衣室、シャワー室、ロッカー室が整備されている。

改正前の大学設置基準で設置が求められた運動場については、本学が市街化区域のタウンセンターエリア（消防、交番、コミュニティーセンター等の公共施設、商業施設が集積するエリア）内にあることから、同一敷地内又はその隣接地に空地がなく、体育施設として必要な運動用地の取得や借入れが困難であるため、改正前の大学設置基準第35条第2項、第3項の規定に基づく代替措置を講じた。

また、本学の位置する北海道千歳市は、例年10月中旬から翌4月中旬までの冬期間、降雪や地面の凍結等で屋外グランドでのスポーツ活動は殆どなされず、冬期間は体育館等室内でのスポーツや、屋外ではスキー場でのスキーやスノーボード、若しくは屋内外のスケートリンクを使用してのスケートやアイスホッケーが行われている。

このような寒冷地の事情も考慮し、キャンパスの至近距離（約2km）に敷地面積6,375.04m²、建物面積1,368.40m²（一部2階建て）の体育館を代替措置として設置したところである。

なお、本学の教養科目に「スポーツ・レクリエーション学（配当年次2年後期、選択科目1単位）」を配置しているが、講義科目であり、教育に支障は生じないことを説明している。

体育館では、放課後や休日は運動部の練習に使用されている他、学友会主催のスポーツ大会などの開催も行われている。

図書館（面積755.17m²）は、閲覧席174席（収容定員：440人の約39.5%）、収蔵可能蔵書数23,040冊、蔵書検索のためのパソコン端末4台、インターネットコーナーにパソコン端末18台及びサーバー1台を設置、図書管理システムの「LibMax」により、蔵書データベースを構築してある。

図書・雑誌等の学術資料は、理学療法士及び作業療法士を養成する大学として必要な図書・学術雑誌・視聴覚資料の整備をすすめており、現在、一般・専門図書合計19,253冊、学術雑誌14種、電子ジャーナル32種を整備済であり、毎年度必要な図書を追加する等、充実を図っている。

視聴覚資料等の整備状況は、健康科学部の教育に必要な医学、リハビリテーション科学関連の視聴覚資料139点（VHS27点、DVD112点）を整備している。

◇エビデンス集

【資料2-5-4】 大学位置図・航空写真

【資料2-5-5】 図書一覧

【資料2-5-6】 視聴覚資料一覧

【資料2-5-7】 情報演習室写真、図書館インターネットコーナー写真

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学は、リハビリテーション教育を実践する大学として、障がいのある者への対応施設の在り方は教育の一環であり、玄関スロープの設置や障がい者用トイレとエレベーターの整備等、バリアフリー化が進んでいる。

教室等、大学内の施設は全て、一つの校舎内に配置されており、移動や施設利用の利便性は確保されている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業の充実のため、一クラス 40 人を原則にクラス編成を行っている。

座学中心の授業は、受講者数に応じた広さの教室を用意して展開しているが、各専攻の実習・演習科目については、必要に応じて少人数のグループ編成、複数教員の配置による指導を実施し、学修効果を高めている。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

開学から 6 年を経過し、この間、学修環境の整備を進めてきたが、今般の新型コロナウイルス感染の流行により、リモートによる授業の展開や学生に臨床実習施設での経験をさせられないなどが生じた。

これらの経験をも活かし、今後とも、多様化するであろう学生ニーズに応じられるよう、学修環境の整備を進めていく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援、学修環境に関する意見・要望は、主に授業評価アンケートによって把握している。授業評価アンケートは、開講している全ての授業で、前期と後期の2回実施される。

この授業評価アンケートを実施する目的は、授業に対する意見を学生に尋ね、各授業を改善していくことであり、アンケート結果は、教員にとって次学期以降の授業を改善する上で重要なデータとなる。

また、大学としての教育責任の遂行と教育成果の確認ができ、大学として授業がきちんと行われているか、また教育の成果が上がっているかを確認する資料となる。

アンケート結果（各アンケート項目の平均値、具体的要望についての記述など）については教職員が Web 上でいつでも確認することができ、その結果を改善に役立てている。

また、令和3年3月に本学一期生の卒業を迎える、本学のアドミッション・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに掲げている項目等について、その達成度等について、学生側からの判断を聴き、結果を可視化するため、卒業時アンケート及び卒業生入職後アンケートを実施した。

この結果も貴重な意見であり、本学の教育活動や学生支援の充実・改善に活用する。

◇エビデンス集

- 【資料 2-6-1】 授業評価アンケート項目と結果
- 【資料 2-6-2】 卒業時アンケート項目と結果
- 【資料 2-6-3】 卒業生入職後アンケート項目と結果
- 【資料 2-6-4】 教務委員会資料(2022.8月、9月)

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学は、入学する学生の多様性と個性を考慮し、心身の支援をすることで、学生生活を有意義に過ごせることを優先している。

心身の健康維持の一助として、「ほっとルーム」を設け、臨床心理士資格を持つ教授によるカウンセリングを実施している。

ほっとルームは、原則、週一回の開室であるが、それに拘ることなく面談の要望に応じ開室している。また、新型コロナウイルス感染対策による遠隔授業が開始されたため、メール相談（こころ相談）での受付も可能とし、相談方法は、①メール相談、②予約による対面相談、③予約なしの自由相談の3つの方法とした。

相談内容は、原則秘密厳守であるが、生死にかかわる相談や関係部署との連携が必要となる場合には、相談者の許可を得て、関係部署、関係教員との連携を図り、対応している。

教授会には、「ほっとルーム利用報告書」として、年間の相談件数等を報告書にまとめ、報告している。

経済的支援に関しては、大学独自の奨学金の充実、新型コロナウイルス感染症支援金として学生一人当たり 50,000 円の支給の他、令和 3 年度には、「ほっかいどう若者応援プロジェクト」（構成：連合北海道・北海道生協連・北海道労福協・大学生協事業連合）が主催し、本学や木田製粉株式会社及び北海道千歳リハビリテーション学院学友同窓会等の協賛により、コロナ禍で困窮する一人暮らしの学生を主な対象とした「食の支援」を 2 回にわたり実施した。食の支援事業は、本学、北海道大学生活協同組合、学友同窓会が費用を負担し 400 人分の食料・日常品を無償配布した。

その他、臨時的に発生する業務に学生を従事させる短期支援員制度、学生の通学用に大型バスを導入し経済的支援を充実させている。

◇エビデンス集

【資料 2-6-5】北海道千歳リハビリテーション大学学生相談室規程 【資料 2-2-5】と同じ

【資料 2-6-6】相談室「ほっとルーム」利用報告書 【資料 2-2-6】と同じ

【資料 2-6-7】大学独自の奨学金一覧 【資料 2-4-1】と同じ

【資料 2-6-8】食の支援支給状況（HPから）

【資料 2-6-9】北海道千歳リハビリテーション大学短期支援員の雇用に関する要項

【資料 2-2-8】と同じ

【資料 2-6-10】コロナ禍における学修面・情意面・経済面でのサポート概念図

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

現在、本学が実施している学生アンケートは、授業評価アンケート、学修成果に関するアンケート、学生生活アンケート（新入生・在学生アンケート）、卒業時アンケート、卒業生入職後アンケート、就職先アンケートであり、その他、大学に対する要望や意見は、事務局各課、担任教員、アドバイザー教員等の教職員に寄せられる仕組みとなっている。

アンケートや教職員に寄せられる意見は、学生等の生きた意見であり、真摯に受

け止めている。

今後とも、これら意見や要望は、専攻会議や学生委員会を中心とした各種委員会等で検討し、優先順位をつけながら対応していく。

また、本学では、2018年に在学生連絡サイトを立ち上げ、その中に2021年10月から「学生投書意見箱」を追加し、新入生、在学生オリエンテーションで周知している。

◇エビデンス集

- 【資料 2-6-11】 授業評価アンケート結果の関係会議附議状況（議題一覧表）
- 【資料 2-6-12】 学生生活アンケート（新入生・在学生アンケート）結果の関係会議附議状況
- 【資料 2-6-13】 卒業時アンケート結果の関係会議附議状況（議題一覧表）
- 【資料 2-6-14】 在学生連絡サイト-学生投書箱について-

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

現在、本学が実施している学生アンケートは、授業評価アンケート、学修成果に関するアンケート、学生生活アンケート（新入生・在学生アンケート）、卒業時アンケート、卒業生入職後アンケート、就職先アンケートであり、その他、大学に対する要望や意見は、意見箱、事務局各課、担任教員に寄せられる仕組みとなっている。

アンケートなどに寄せられる意見は、学生等の生きた意見であり、真摯に受け止めている。今後とも、これら意見や要望は、専攻会議や学生委員会を中心とした各種委員会等で検討し、優先順位をつけながら対応していく。

[基準2の自己評価]

- ① 学生の受入については、教育目的を踏まえて、学部・学科のアドミッション・ポリシーを策定し、これを広く周知し、求める人物像に応じた多様な入学試験を実施し、入学定員に沿った適切な学生数を確保している。
- ② 学修支援体制は、教職員協働で整備し、運営を行っている。また、障がいのある学生への支援、中途退学、休学及び留年への対応を行っている他、担任制度、オフィスアワー制度、アドバイザー制度（助言教員）、保護者懇談会の開催、正規授業の補講に当たるフロンティアプログラムを独自に開発・整備し、活用している。
- ③ キャリア支援については、キャリア教育の支援体制及び相談・助言体制を整備している他、就職にあたって実施される面接に対しては、学内で模擬採用面接を実施している。具体的には、国立大学職員の採用面接を担当したベテランの事務職員が面接官になり、服装、受験態度、受答えの内容や回答時の姿勢まで、面接時及び勤務時における一連の言動について指導している。
- ④ 学生サービスや学修環境の整備については、学生の意見要望を把握し、改善に努めている。

基準3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、大学大学ホームページ、学生便覧等により学内外に周知している。

【北海道千歳リハビリテーション大学のディプロマ・ポリシー】

北海道千歳リハビリテーション大学の建学の精神は、「医療専門職教育を通じて真の人間を育成する」ことにあります。

この建学の精神に則り、「生命の尊厳」を基調とする医療専門職（理学療法士、作業療法士）としての使命感を自覚し、社会に奉仕し得る人間の育成、並びに専門的研究の成果を人類の福祉に活かしていくことのできる人材の養成を通じて、我が国の保健医療の発展と国民の健康増進に貢献することを目指しています。この目標達成に向か、4年間の学部教育課程において、所定の期間在学して卒業に必要な単位を修得し、学位授与基準を満たしたことを定める審査に合格することによって学士（理学療法学または作業療法学）の学位を授与します。

その学位授与基準を満たすための学習到達目標は以下のとおりです。

1. 人間の尊厳と多様な価値観を理解し、他者との信頼関係を築き、高い倫理観をもって責任ある行動をとることができる。
2. 理学療法士および作業療法士として必要な専門的知識と技術を修得し、人の身体および精神機能における諸問題に対して、広い視野から捉えるとともに、根拠に基づく論理的思考をもって解決することができる。
3. 医学・医療の進歩ならびに社会のニーズの変化に対応するために、自己の専門性を発揮して地域社会に貢献する意欲と能力をもち、生涯にわたり自己研鑽することができる。
4. 地域社会のもつ文化、個々人の生活習慣の特性、地域社会と生活に根ざしたリハビリテーションの使命と役割について理解し、対応することができる。

◇エビデンス集

【資料 3-1-1】大学ホームページ（大学紹介→大学ポリシー）【資料 1-2-6】と同じ

【資料 3-1-2】専攻別のディプロマ・ポリシー

【資料 3-1-3】学生便覧 【資料 F-5】と同じ

【資料 3-1-4】履修の手引き 【資料 1-2-4】と同じ

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学の教育課程は、リハビリテーション医療従事者養成という特色を持つため、それを考慮した教育課程を編成している。

開学年度に「北海道千歳リハビリテーション大学における授業科目の成績の評価に関する規程」を整備するとともに、理学療法学専攻、作業療法学専攻毎にディプロマ・ポリシーを踏まえた進級要件・卒業要件を定めており、学生便覧、履修の手引きに明記している。

単位認定基準についても、下記の通り単位認定の方針を定め、本学ホームページで公表している他、学生便覧、履修の手引きにも「成績評価について」として、学生に周知している。

また、学生一人ひとりの学習成果を総合的かつ客観的に確認する指針として、GPA(Grade Point Average) を導入し、学生の学修状況把握、学修支援に活用している。

単位認定の方針

本学の単位認定にあたっては、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいた当該授業科目の到達目標を設定し、これにより学生の学修到達度を評価します。

《評価方法》

評価については、北海道千歳リハビリテーション大学学則第 19 条の「授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を授与する。」との規定により、授業科目の担当教員が筆記、口述、論文により行うものとします。ただし、演習、実験、実習及び実技等については、学修の評価及び出席状況を勘案して行います。

なお、成績発表後に学生が自身の成績評価に関して担当教員に照会することで、成績評価の透明性を確保します。

《評価基準》

授業科目の成績評価基準は、北海道千歳リハビリテーション大学学則第 18 条に基づき、100~90 点を「S」、89~80 点を「A」、79~70 点を「B」、69~60 点を「C」、59 点以下を「D」の 5 段階区分し、「S」、「A」、「B」、「C」を合格とし、「D」を不合格とします。

◊エビデンス集

【資料 3-1-5】学生便覧 【資料 F-5】と同じ

【資料 3-1-6】履修の手引き 【資料 1-2-4】と同じ

【資料 3-1-7】北海道千歳リハビリテーション大学 GPA 制度内規

【資料 3-1-8】GPA 結果閲覧 (Board View) 講義・試験連絡→試験結果

- 【資料 3-1-9】単位判定の基準 【資料 1-2-4】と同じ
- 【資料 3-1-10】進級要件（履修の手引き参照） 【資料 1-2-4】と同じ
- 【資料 3-1-11】卒業判定の基準 【資料 1-2-4】と同じ
- 【資料 3-1-12】北海道千歳リハビリテーション大学における授業科目の成績の評価に関する規程
- 【資料 3-1-13】単位認定の方針

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

本学では、前後期の2期制を導入し、単位の認定については、学則に規定されているとおり、必要な授業科目を履修し、各試験に合格者した者には該当する授業科目の単位を認定している。

進級・卒業は、教務委員会、教授会で審議され、学長は、教授会の意見を聞き、進級・卒業を認定している。

◊エビデンス集

- 【資料 3-1-14】 学則（第18条、第19条） 【資料 F-3 と同じ】

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、在籍している成績不振者に対し、適切な学習指導を行えるように、個人の成績評価の分析はもとより、これまでの成績不振者のGPAの分析結果を利用する環境整備を行うとともに、これを、既に実施している成績不振者等向けの「フロンティアプログラム」に活用する。

◊エビデンス集

- 【資料 3-1-15】 フロンティアプログラム資料 【資料 2-3-10】と同じ

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

建学の精神とディプロマ・ポリシーを踏まえて、カリキュラム・ポリシーが定められており、学生に配布する「学生便覧」に明記し、周知・浸透に努めている。
また、大学ホームページでも公開し、学内外への公表・周知に努めている。

健康科学部リハビリテーション学科のカリキュラム・ポリシーは次のとおりである。

北海道千歳リハビリテーション大学は、本学の「建学の精神」、及び「学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」に基づき、その学習到達目標を達成するために、以下のようなカリキュラムの方針に則り編成します。

1. 人間、生命と健康、社会と環境、文化とコミュニケーションに対する理解を深めるため、教養科目群を設けます。
2. 初年度に大学での学び方を中心とした導入基礎科目を設けます。
3. 医学の基盤として人体の構造、機能、病態を理解する専門基礎科目と、本学の目指す障害予防リハビリテーションの学問的基盤を習得するため、「健康増進・障害予防」関連科目を設けます。
4. 理学療法、作業療法の臨床および研究活動に必要な知識、技術、問題解決能力を修得するための専門科目を設けます。
5. 高度で専門的な内容へ段階的に進めるよう、教養科目・専門基礎科目・専門科目の履修順序を体系的に編成します。
6. 学生の主体的な学習を促すために、講義、実技、演習、ゼミナール等を組み合わせることにより、各科目に適した授業を編成します。

【理学療法学専攻の教育課程の概要】

人々が共により豊かで健康的な生活を営むことのできるように、身体の運動機能を最良の状態に保持し、さらに改善するために必要な科学的知識と技術を修得し、広い視野を持ち多様なアプローチを用いた支援ができる理学療法士の養成を目指します。

【作業療法学専攻の教育課程の概要】

身体または精神に障害のある人に対し、およびそれらの障がいをきたす可能性のある人に対し、全人間性の回復というリハビリテーションの理念のもとに、人間の身体および精神機能、日常生活の諸活動ならびに作業活動能力などを改善するために必要な知識と技術を修得し、広い視野を持ち多様なアプローチを用いた支援ができる作業療法士の養成を目指します。

◊エビデンス集

- 【資料 3-2-1】 大学ホームページ（大学紹介→大学ポリシー）【資料 1-2-6】と同じ
- 【資料 3-2-2】 学生便覧（○頁）【資料 F-5】と同じ
- 【資料 3-2-3】 履修の手引き（○頁）【資料 1-2-4】と同じ

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性を担保している。

教養教育は、「導入基礎科目」、「人間の理解」、「社会の認識」、「自然の探求」、「英語科目」という 5 つの科目区分において、幅広い知識や教養、豊かな人間性を育むため、必要な各科目群によって構成している。

さらに、本学の特色である住民の健康寿命延伸に向けた具体的なアプローチができる人材の育成、主に青少年、座業労働従事者、高齢者等を対象とする障害発生予防支援の取組みの中核的役割を果たすことのできる人材の育成のため、専門基礎科目に「健康増進障害予防」に関する講義科目、演習科目を開設し、座学のみでなく実技を実施するなど、医療専門職教育課程独自の教育環境づくりに取組んでいる。

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性については、履修の手引きの中の「教育マップ」でも明らかにし、学生に、その関係性を解りやすく示している他、シラバスにおいては、卒業認定・学位授与の方針と当該授業科目の関連を示している。

◊エビデンス集

- 【資料 3-2-4】 教育課程と指定規則との対比表
- 【資料 3-2-5】 教育マップ
- 【資料 3-2-6】 シラバス作成のガイドライン

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学では、健康科学部リハビリテーション学科のカリキュラム・ポリシーを定め、それに沿うように専攻の科目編成を行っている。

カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成は、「教育マップ」で明らかに

し、学生に周知している。

シラバスの作成においては、卒業認定・学位授与の方針と当該授業科目の関連、科目概要、学習目標、授業計画、成績評価方法、使用教材、参考図書、学習の準備、オフィスアワーについて、統一したフォーマットを用い整備している。

シラバスは、本学大学ホームページ上で公開され、学生は常時確認をすることができ、授業への主体的参加を促している。

【カリキュラム編成の考え方と特色】

(1) 教育課程編成の考え方

リハビリテーション学科の教育課程は、本学の教育目的を達成するために教養科目、専門基礎科目、専門科目の3つの基本的枠組みによって構成し、医療専門職としての目的意識や研究探求心を備え、豊かな人間性と幅広い教養と視野を持つ人材の養成と、専門知識と技術を培うことを基本とした。

①教養科目では、リハビリテーションの知識と技術とが現代社会で果たす意味を学生が自覚できるような教育を行うため、問題・課題の本質の理解と対処、対人関係の維持・構築能力、職業に対する意識と動機づけなど、リハビリテーション医療従事者として必要な「学びの技法」、「理解と表現」、「社会貢献の方法と実践」、「心理学」、「応用倫理学」、「現代の社会と人間」、「北海道の医療と社会・経済」、「生命科学概論」、「自然科学概論」、「基礎英語」などの基本的な知識を学習する科目を配置した。

②基礎専門科目では、専門科目へつながる科目群として、“基礎医学”、“臨床医学”、“保健医療福祉とリハビリテーションの理念”を設けた。“基礎医学”、“臨床医学”的関連科目としては、「人体構造機能学Ⅰ、Ⅱ（筋・骨関節系）」、「人体構造機能学Ⅰ、Ⅱ（神経系）」、「人体構造機能学Ⅰ、Ⅱ（内臓・脈管系）」、「人体構造機能学実習」、「リハビリテーション概論」を、“保健医療福祉とリハビリテーションの理念”を学ぶ科目としては、「健康増進障害予防概論」などについて学習可能な科目を配置し、各専攻の専門科目の学習につなげるようにした。

③専門科目では、各専攻の専門分野についてのエビデンスに基づく専門知識と技術を身につけるとともに、リハビリテーション医療従事者として生涯にわたって学び続けるという姿勢を育むことを目的に科目を配置した。なお、臨床実習は、学習進度に合わせて段階的に学習出来るように「臨床見学実習（理学療法）」、「臨床見学実習Ⅰ（作業療法）」、「臨床見学実習Ⅱ（作業療法）」、「臨床評価学実習（理学療法）」、「同（作業療法）」、「臨床治療学実習Ⅰ（理学療法）」、「同（作業療法）」、「臨床治療学実習Ⅱ（理学療法）」、「同（作業療法）」の4段階で配置した。「理学療法研究法演習（卒業研究）・作業療法研究法演習（卒業研究）」は、3年次後期に学習した「理学療法研究法」、「作業療法研究法」を基盤とし、さらに「臨床評価学実習」や「臨床治療学実習」での経験を活用して4年次に取り組むことにより研究方法の基礎を身につけ、卒業後における研究心を醸成することとした。また、理学療法学専攻、作業療法学専攻に共通する科目として、“応用リハビリテーション”的科目群を設け、講義・演習等で学んだ知識を生活に応

用することを学ぶ科目として、「生活行為向上リハビリテーション論」を、国際的な視野や役割について考察する「国際医療支援論」を配置した。

(2) 特色

本学の教育科目編成の特色は、教育理念に述べた「学問的探求心を備え、豊かな人間性と幅広い教養と視野を持つ医療専門職を育成する」ために配置した、専門基礎科目、専門科目との連動を強く意識した教養科目区分の設定と、リハビリテーションの知識と技術が現代社会で果たす意味を自覚できるように学生を導く授業科目の構成である。

また、専門基礎科目には、本学の特色の一つであるリハビリテーション医療従事者の専門的能力や知識を国民の健康増進に活かす障害予防リハビリテーションに関する科目を必修で4単位配置した。

学生が、理論と実践の関連を基盤とした専門基礎科目、専門科目の学修を通じて、理学療法士、作業療法士が身につけるべきリハビリテーションの知識と技術を修得し、自ら積極的に思考することで、能動的に課題の解決を図ろうとする幅広い視野と豊かな人間性を備え、将来にわたり理学療法士、作業療法士の専門性を探究していくとともに、保健医療福祉チームのメンバーとして協働を図りながらリハビリテーション医学の質の向上に貢献する能力を養うことができるよう、教養科目、専門基礎科目、専門科目を体系的に編成した。

◇エビデンス集

- 【資料 3-2-7】 教育マップ 【資料 3-2-5】と同じ
- 【資料 3-2-8】 学部の教育課程 【資料 1-1-13】と同じ
- 【資料 3-2-9】 大学ホームページ（大学紹介→学びの特色）

3-2-④ 教養教育の実施

本学は、多様化する保健、医療、介護、福祉の現場で活躍する理学療法士、作業療法士の育成に欠かせない教養教育の重要性を踏まえ、本学の教養教育についての基本的な考え方を以下のとおりとし、カリキュラム編成を行った。

【教養教育の基本的な考え方】

本学の教養教育は、「教養」の原義に立ち返り、成熟した人格形成の基盤の獲得を目指す。成熟した人格とは、人間関係と社会はいかにあるべきか、自己とその行為は社会の中でどのような意味を持っているのか、世界をいかに見るべきか、自己の生き方をいかに構成するべきかなどといった問いに関して、生きた知恵を身につけている人格である。そのための基盤の形成には、人類社会の来し方と行く末に関する広い理解、複雑化する現代世界に関する鋭い現実感覚を身につけさせなければならない。

そこへ学生を導くためには、教育の内容が学生の実生活にとってどのような関わりと意味を持っているのかがはっきりと感じ取れるような教育が必要となる。実学を主とす

る本学が実施する教養教育とは、学生がリハビリテーションの知識と技術とが現代社会で果たす意味を自覚できるような教育である。

これにより、学生は医療従事者としての使命感とやり甲斐とを明確に持てるようになる。使命感とやり甲斐とを持つ時にこそ、人は社会に貢献することに強い喜びを覚えるのであり、自ら積極的に思考し、能動的に問題の解決を図ろうとするようになる。

この時には、教養教育は実人生と根源的なところで密着した実学となりうる。豊かな人間性とは、こうした人間のあり方を言う。

本学が、教養教育の中で授ける識見と能力は、以下の通りである。

- ① 多様化した現代社会では、社会的な合意形成や意思決定が難しくなっていく。
一方では伝統の妥当性を批判的に受けとめつつも、社会の大多数が是認しうる新しい合理的行動規準が形成されねばならない。特に科学技術の発展が顕在化している中で、科学技術をどのような方法で受容するべきかを批判的に吟味し、社会的合意を形成できる知見とコミュニケーション能力を備えていなければならない。
- ② 社会的連帯が希薄になりつつある現代社会では、孤立した人々の心の不安など、身近な生活に深刻な問題が起きている。そのような深刻な問題を抱えた人々を共感をもって理解するためには、人間に關する深い洞察が必要である。新しい時代における心の豊かさとは何か、生きる意味は何か、といった根源的問題を自ら絶えず見つめ直す姿勢を持つことの意義を理解させる。
- ③ グローバル化した現代では、医療も含めて、人間のすべての活動は早晚国際的に展開されてゆく。たとえば、フランスで開発された介護技法であるユマニチュードは、国境と文化を越えて広く受容されつつあるし、その伝授の中で世界との相互理解と連携を進めている。こうした新しい状況に柔軟かつ積極的に対応しうる開かれた進取の態度と能力を養成する。
- ④ 古典から叡智を吸収し、現代世界に新たに適用すべき行動原則を構成し、社会的合意を得ようとしても、それを万人に正確に伝えるためには言語スキルが不可欠である。言語スキルは絶えざる研鑽を生涯継続するべきものである。本学の教養教育は、まず1年次の導入教育でこのことを学生にしっかりと理解させ、生涯にわたって学習を継続する姿勢を養う。

本学は、上述の教養教育の基本的な考え方に基づき、教養科目は理学療法学専攻と作業療法学専攻の枠を超えて共通に求められるものとして、人間や地域社会の要請に対応するために幅広い教養と視野を身につけ、また、医療専門職として必要な基本的知識、多様な表現力と理解力、判断力や洞察力を養うために、“導入基礎科目”、“人間の理解”、“社会の認識”、“自然の探求”、“英語科目”の科目区分で構成した。

① 導入基礎科目

導入基礎科目では、主に問題解決能力、社会に奉仕する人間の育成、使命感の自覚、表現力を養う科目を配置した。

問題・課題の本質をまず明確にし、それに対する従来の解決法を批判的に理解しつつ、その上で自ら能動的・創造的に思考し、有効な対処ができる能力を身につけさせる「学びの技法」、社会の中で正常に他人と交わり、共感を持って共生してい

く対人関係の維持・構築のためのコミュニケーション力を養う「理解と表現」、ボランティア活動による医療専門職としての奉仕の実践による学習動機を与える「社会貢献の方法と実践」の他、コンピュータスキルの基礎を修得させる「情報学」を配置した。なお、「学びの技法」の講義の中で、問題発見の端緒となる参考文献・先行研究の探し方、それを入手するための図書館利用方法やコンピュータスキルなどを学ばせることから、情報学を選択科目とした他は、導入基礎科目に配置した残りの全ての科目を1年次前期に必修とした。

②人間の理解

人間の理解では、主に生命の尊厳、幅広い教養と視野を養う科目を配置した。全ての人が尊厳を認め合って共に生きる共生社会を目指して活動する医療専門職を育成するために、「心理学」、「倫理学」、「応用倫理学」、「思想の歴史」、「歴史学」を配置した。これらの科目において、医療専門職として対人関係や社会の中で如何に振る舞うべきか、多様な人間理解、人格の尊厳、現代社会の多元性・多様性の理解、人類史で蓄積された生の叡智などについて教授する。特に人の心を理解することや人格的交わりの重要性を認識させるため「心理学」及び「応用倫理学」を必修とした。

③ 社会の認識

社会の認識では、主に人を思いやる心、地域貢献、地域課題解決の際の土台形成、チーム医療の理論と実践を養う科目を配置した。

人は社会で生きており、保健、医療、介護、福祉は社会の公的制度として提供されている。現代の医療専門職として、広くは様々な社会とそこに生きる人間を知って多様化した社会に適切に対応し、同時にまた具体的個別的に、社会福祉の理念と仕組みを知ることは、必須である。さらに保健、医療、介護、福祉においては、人々に知識を伝え、訓練により機能回復を図り、生活習慣の改善を指導するなど、教育の視点が重要である。こうした幅広い諸能力を育てるために「社会調査法」、「現代の社会と人間」、「北海道の医療と社会・経済」、「文化人類学」を配置した。

「現代の社会と人間」、「北海道の医療と社会・経済」は、医療専門職として、コミュニケーション能力や地域社会に貢献する際の土台を形成する必要から必修科目とした。

④ 自然の探求

自然の探求では、保健、医療、介護、福祉の現場で必要となる物理学の基礎、現代社会におけるスポーツの意義、エビデンスに基づく医療(Evidence-Based Medicine)に対応する基礎能力を養う科目を配置した。

理学療法士、作業療法士の専門性の裏付けとなる医学知識を学習するための基礎となる科学的思考を身に着けるために、「生命科学概論」、「自然科学概論」、「統計学」、「生物学」、「基礎生化学」、「物理学」、「スポーツ・レクリエーション学」を配置し、「生命科学概論」、「自然科学概論」、「基礎生化学」を必修科目とした。

⑤ 英語科目

研究情報・研究成果を国際的に発信する能力を養うために、英語教育には多くの

単位数を定めた。「基礎英語」、「保健医学英語Ⅰ」を必修とした上で、「英会話」、「英語ライティング」、「保健医学英語Ⅱ」を選択科目として、英語によるコミュニケーション能力の涵養をはかり、語学能力のみならずそれぞれの国文化、考え方を学び、相互理解、交流の発展に寄与できる人材を育成する。

◇エビデンス集

【資料 3-2-10】 教育マップ

【資料 3-2-11】 授業科目の概要

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学では、一方向による講義スタイルから、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワークなど、できるだけ双方向になるよう、アクティブ・ラーニングを意識した教授方法の工夫・開発を目指している。

授業形態が演習形式の授業 33 科目では勿論であるが、講義形式の教養科目の中でもグループでのディスカッション、ディベートを取り入れている

これは、本学卒業生の多くが、卒業後、医療機関や介護施設等で医療専門職として活動することから、チーム医療や患者さんとの対応に必要な“聞く力”、“話す力”、“説得する力”、“人と接する力”、“受け止める力（受容力）”、“寄り添う力（共感力）”などのコミュニケーション能力や豊かな感情を養うためである。

また、成績不振者や学生が理学療法学、作業療法学の専門教育に移行するまでに身に付けておく必要がある知識を、講義科目を中心に必要性や講義内容を工夫した補講授業として、5 時限以降に開講する本学が独自に開発した「フロンティアプログラム」は、その内容の充実を図りながら開発を積み重ねている他、学生にリハビリテーションの実践経験を積ませるため、市民等を対象に開催している「健康増進教室」や「スポーツ障がい予防教室」、「ふまねっと運動」、「こどもカフェ」などの社会貢献活動にも学生を参加させ経験を積ませている。

授業の改善、教育の質の向上については、FD 委員会において検討し、他教員の授業を見学することで、自分の授業を振り返るきっかけとする公開授業の実施や研修会を開催している。FD 研修会には、出張者等を除く全教員が参加し、教員間のディスカッションも盛んである。

◇エビデンス集

【資料 3-2-12】 令和 5 年度フロンティアプログラム資料 【資料 2-3-10】と同じ

【資料 3-2-13】 大学案内（18 頁～21 頁）【資料 F-2】と同じ

【資料 3-2-14】 健康増進教室開催実績

【資料 3-2-15】 スポーツ障がい予防教室開催実績

【資料 3-2-16】 ふまねっと運動開催実績

- 【資料 3-2-17】 こどもカフェ開催実績
- 【資料 3-2-18】 北海道リハビリテーション大学 FD 委員会規程
- 【資料 3-2-19】 2022 年度（令和 4 年度）FD の実績
- 【資料 3-2-20】 2022 年度公開授業の概要

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育理念・目的に沿って、カリキュラム・ポリシーを策定している。これは、大学に対する社会のニーズに応えるものであり、学修を推し進めるに当たり、最も重視することである。

授業を開設する上で、学生の学修実態を的確に把握し発展させる必要があり、特に本学では医療専門職の養成という特殊なカリキュラム構成を効率良く配分し、国家資格取得準備学修及び卒業研究等とのバランスを保ち、養成施設指定規則の改正等にも対応できるよう心がけている。

今後も社会情勢を注視し、社会から求められている人間像を具現化できる人材養成を目指したい。

(1) カリキュラム編成、見直しの状況

大学開設時に認可されたカリキュラムは、令和元年に、厚生労働省による理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の一部改訂に伴いカリキュラム編成、見直しを行った。

(2) カリキュラムガイダンスの実施状況

- ① 新入生に対し学生便覧を配布し、履修説明会・履修登録方法についての説明を行い、全ての新入生が履修登録を完了することができた。
- ② 2 年次以降の学生は前期授業開始前にオリエンテーションでクラス担任から年間の履修について説明を行っている。

令和 7 年度（2025）には、教授会、専攻会議、FD の活動を反映して、本学の目的を踏まえた上で、カリキュラムの一部改正を行うべく準備を加速している。

◇エビデンス集

- 【資料 3-2-21】 教育課程改善検討組織と改善原案
- 【資料 3-2-22】 指定規則改正に伴い行った「教育課程の変更」部分
- 【資料 3-2-23】 令和 4 年度オリエンテーション日程 【資料 2-2-12】と同じ

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
学修成果の点検・評価については、全学的な取組として、取得単位数、GPA、授業評価アンケートの結果、資格取得者数及び就職状況の把握を行っている。

本学の教学アセスメントを実施するための「アセスメント・ポリシー」を定め、アセスメント・チェックリストにより学内の関係部署が行動し、その結果を活用し改善に努めている。

全ての学生の取得単位数や GPA などの学修状況は、全教員が学内システム (Board View) で確認できるようになっている。

「授業評価アンケート」は、全ての授業で前期・後期の授業終了後に実施され、教員はアンケート結果（各アンケート項目の平均値、具体的要望についての記述など）を確認でき、「卒業時アンケート」は、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの達成度を学生自ら評価するもので、学修成績の点検・評価に活用している。

また、「学修成果に関するアンケート」も実施しており、これは、全学生を対象にディプロマ・ポリシーに掲げている内容について、学生の学修成果を把握するものである。これにより、どのくらい達成できたと思っているかを可視化し、アンケート結果を大学の教育活動等の見直し、改善の検討に活用している。

◇エビデンス集

- 【資料 3-3-1】 Board View の該当ページ（講義・試験連絡）
- 【資料 3-3-2】 アセスメント・ポリシー
- 【資料 3-3-3】 アセスメント・ポリシーチェックリスト
- 【資料 3-3-4】 授業評価アンケート項目と結果 【資料 2-6-1】と同じ
- 【資料 3-3-5】 卒業時アンケート項目と結果 【資料 2-6-2】と同じ
- 【資料 3-3-6】 学修成果に関するアンケート項目と結果

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

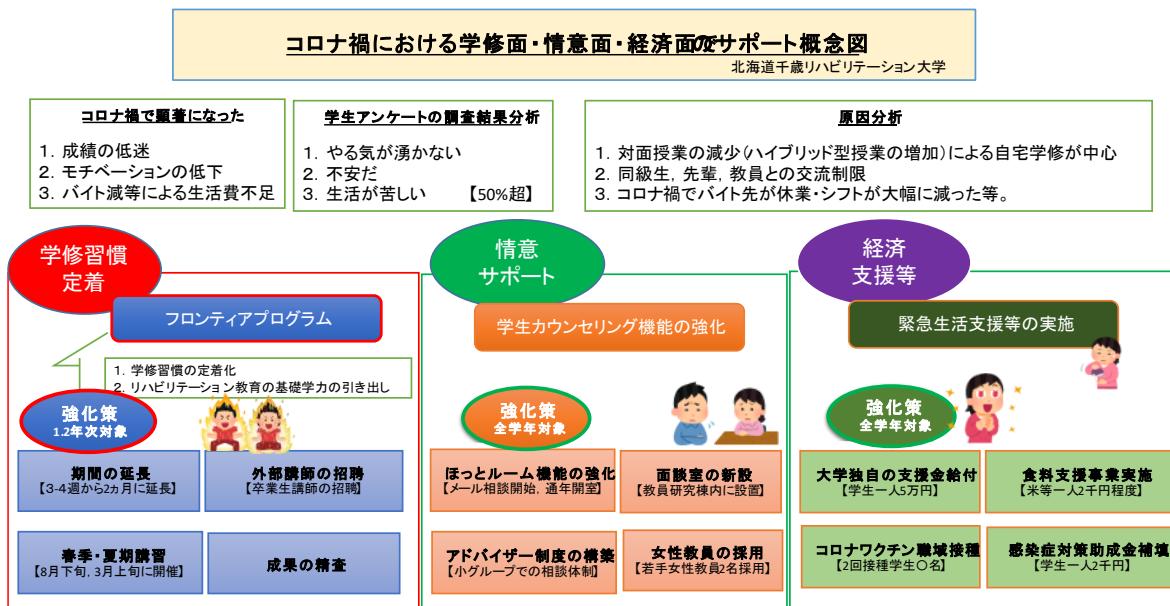
学生の取得単位の状況は、卒業判定にかかる教授会において、全ての専任教員に報告される。

また、GPA を含めた学生の学修状況を学内システム（Board View）で隨時確認できることや、「授業評価アンケート」、「卒業時アンケート」、「学修成果に関するアンケート」の結果を見て、教員は直ちに学修指導の改善に反映させることができる。

理学療法士、作業療法士の資格取得状況や就職状況は、IR 室が集約・分析し、教授会及び学内システム（Board View）を通して、全教職員にフィードバックしている。

学生には、担任教員から個別に学修成果のフィードバックを行い、学修の改善につながるようにしている。

【図 3-3 コロナ禍における学修面・情意面・経済面でのサポート図】



【資料 2-6-10 と同じ】

◇エビデンス集

【資料 3-3-7】 ボードビューの該当ページ

【資料 3-3-8】 教授会の該当部分議事録

【資料 3-3-9】 学生アンケート結果の活用例「コロナ禍における学修面・情意面・経済面でのサポート図」【資料 2-6-10】と同じ

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

GPA を含めた学生の学修の状況は、学内システム（Board View）により、把握と教育改善へのフィードバックを効率的かつ効果的に行える環境は整っている。

本学は、令和 2 年度に完成年度を迎える三つのポリシーに明記した本学の理念・目的、教育目標による学修成果を、より適切に把握・評価し、教育の質を高めていく組織構築の基礎となる「内部質保障の方針」を定めた。

また、IR 室との連携により、学修に係るデータを収集・分析・可視化し併せて、三つのポリシーとの整合性を検証していくことで、より一層質の高い学修指導を確立していく。

◇エビデンス集

- 【資料 3-3-10】 内部質保証の方針
- 【資料 3-3-11】 PDCA サイクル概念図
- 【資料 3-3-12】 アセスメント・ポリシー（第4条）

[基準3の自己評価]

本学では教育理念・目的を定め、これを実現するための方策として、三つのポリシーを定め周知している。

その上で、ディプロマ・ポリシーを踏まえた進級要件、単位認定、卒業認定の基準を策定、周知し、厳正に適用している。

教育課程については、教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーと一貫性のあるカリキュラム・ポリシーを定め、学生に配布する学生便覧に、理解しやすいように「教育マップ」として周知している。

教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成され実施している。シラバスは適切に整備され、1年間に履修できる単位数の合計を理学療法学専攻43単位、作業療法学専攻44単位とする上限を設定し、教養教育と専門教育とをバランス良く実施している。

教授方法については、一方向による講義スタイルから、できるだけ双方向になるようアクティブ・ラーニングを意識した教授方法を行っている。

また、自らの授業方法の工夫の一助と期待した他の教員の授業を見学する公開授業の実施など、さらなる改善に努めている。

学修成果の点検については、成績評価だけではなく、授業評価アンケート、学修成果に関するアンケート、卒業時アンケートに基づいて、学修成果の点検を行っている。点検の結果、教育内容・方法及び学修指導等の改善を行っている。

本学は、令和2年度に完成年度を迎える、教育課程の見直しに着手するとともに、学生に対して課題に対するフィードバックを行う旨をシラバスに明記することとし、今後の学修改善につながるようにしている。

本学のように医療専門職養成という側面も併せ持つ大学は、医療機関、介護施設等の就職先関係者からの特別講義の開講やアンケートなどによる学修成果の点検を継続していく必要があると認識している他、多職種連携教育を推進するため苫小牧看護専門学校との教育連携協定を締結している。

◇エビデンス集

- 【資料 3-3-13】 苫小牧看護専門学校との教育連携協定書

基準4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目4-1を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として、大学組織規程第2条第3項に設置の根拠を置く、副学長を配置した。副学長は、「北海道千歳リハビリテーション大学副学長の任命等に関する規程」で役割を次のように定めている。

北海道千歳リハビリテーション大学副学長の任命等に関する規程

第3条 副学長は、学長を助け、命を受けて、次の各号に掲げる職務をそれぞれ担当する。

- (1) 学術情報の総括
- (2) 安全衛生本部長
- (3) ハラスメント対策室長
- (4) 研究不正対応、研究費不正使用統括管理責任者
- (5) リスク管理統括責任者

また、学長は大学運営に係る重要な意思形成を行うに当たり、事前に意見を聴取し、本学の教育の質の保証及び向上を推進するための組織として、「北海道千歳リハビリテーション大学運営協議会」を設置しており、完成年度を経過した令和4年度に大学の使命・目的を達成するための体制を再構築し、運営協議会に教学マネジメント本部機能を担わせた。

教授会等の組織上の位置付けや役割は明確になっている他、教授会等に意見を聞くことを必要とする教育研究に関する重要事項を「北海道千歳リハビリテーション大学における教授会への意見聴取事項等に係る内規」に定めている。

各委員会及びセンターは、設置目的や配置職員が規定され、かつ明確な役割を担っているなど、大学の意思決定及び教学マネジメントは、大学の使命・目的に沿って適切に行われている。

◇エビデンス集

- 【資料 4-1-1】 北海道千歳リハビリテーション大学学則
- 【資料 4-1-2】 北海道千歳リハビリテーション大学組織規程
- 【資料 4-1-3】 北海道千歳リハビリテーション大学組織図
- 【資料 4-1-4】 北海道千歳リハビリテーション大学副学長の任命等に関する規程
- 【資料 4-1-5】 北海道千歳リハビリテーション大学教授会規程
- 【資料 4-1-6】 北海道千歳リハビリテーション大学教授会への意見聴取事項等に係る内規
- 【資料 4-1-7】 北海道千歳リハビリテーション大学教学マネジメント室について

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学長をトップとする組織上の位置付けは、図表 4-1 のように意思決定の権限と責任を示しており、教学マネジメントを適切に行っている。

また、教育研究に関する重要事項の審議については「北海道千歳リハビリテーション大学学則」において、次のように定めている。

学則第 54 条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育課程の編成等教育に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 教授会の下に教務委員会、学生委員会、研修委員会を置く。
- 5 教授会及び前項の委員会に関する規定は、別に定める。

また、教授会規程第 3 条第 2 号の規定に基づき「教授会への意見聴取事項等に係る内規」を定め、教員人事に関することや予算及び決算の審議を行わせている。

教授会とは別に、学長が大学運営に係る重要な意思形成を行うに当たり、事前に意見を聴取し、本学の教育の質の保証及び向上を推進する機関として、「北海道千歳リハビリテーション大学運営協議会（以下「運営協議会」という。）」を設置している。

運営協議会は、原則、月一回、教授会開催前に開催することとし、理学療法学担当、作業療法学担当、共通教育担当、各センター等が連携・協力し、本学の教育の質の保証及び向上を推進するための改善に取り組むこととし、具体的な協議事項は以下のとおりである。

- (1) 大学の組織に関すること
- (2) 内部質保証（教学マネジメントを含む。）に関すること
- (3) 教育の質的改善の方針に関する事項
- (4) 中期目標、中期計画及び年度事業計画に関すること

- (5) 予算に関すること
- (6) 教育課程に関すること
- (7) 入学者の選抜に関すること
- (8) 学生サービスに関する事項
- (9) 教員人事の基本方針に関すること
- (10) 施設及び環境の将来計画に関すること
- (11) その他教育研究及び管理運営に関すること

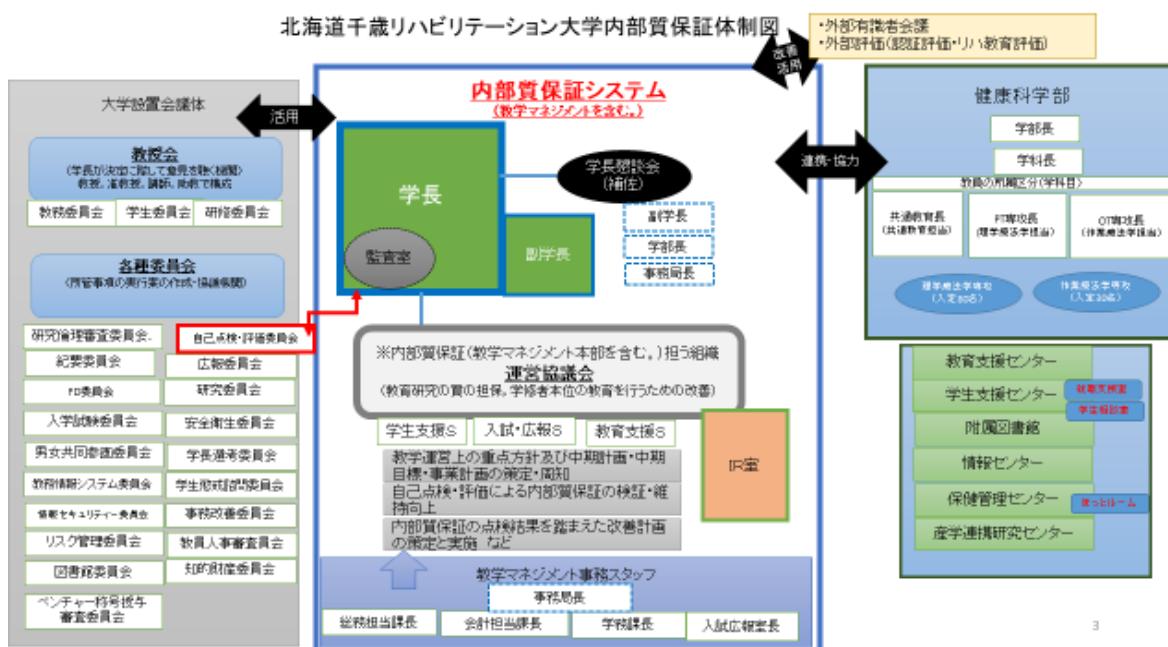
また、運営協議会には、「学校法人淳心学園」から法人本部長を陪席させ、教学分野に関して、札幌市に置かれている学校法人（理事長）と大学間の円滑な意思疎通を担わせている。

◇エビデンス集

【資料 4-1-8】 北海道千歳リハビリテーション大学運営協議会内規

【資料 4-1-9】 教学マネジメント体制図（図 4-1）

【図 4-1 教学マネジメント体制図】



4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

運営協議会は、学長のリーダーシップの下、教学マネジメントを機能させるための機関である。運営協議会には、学長、副学長、学部長、学科長及び専攻長、共通教育長、図書館長、各センター長、事務局長等を構成員として配置し、法人から法人本部長が陪席している他、事務局各課長が同席しており、教職協働による大学運営体制をとっている。

令和 2 年度までは、定例的に教授会開催前に運営協議会を開催し、教授会附議議案の

事前調整を行っていたが、完成年度以降、運営協議会が教学マネジメントを担う重要組織であることを明らかにするため、「北海道千歳リハビリテーション大学運営協議会内規」を制定した。

運営協議会は、上記の業務の他、教授会の議題の最終確認を行うことで、業務遂行の迅速化と意思疎通を行っている。

◇エビデンス集

【資料 4-1-10】 運営協議会開催日及び議題一覧（令和 4 年度）

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後とも、学長のリーダーシップの下、事実に基づき長期的な展望を備えた教学マネジメントを大学の全ての構成員が参画した上で推進していくために、専任職員を配置する等、IR 室の機能拡張を行う。

大学運営に関する広範なデータを収集・分析した上で、学内ネットワーク上にデータベースを整備し、情報を随時提供できる体制を整えることが、大学全体の事実に基づく運営判断の質を向上させ、学長のリーダーシップによる大学改革の支えとなっていくと考える。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の大学設置基準に規定される必要専任教員数は 23 名であり、教授数については 12 名となっているが、令和 5 年 3 月現在の専任教員数は、27 名、教授数は 12 名で、基準を満たしている。

教員の採用及び昇任に関しては、北海道千歳リハビリテーション大学における教員の人事等に関する特例規則第 2 条に基づき、大学設置基準に準じ制定した「大学教員選考基準」及び、採用の細則に関して定めた「大学教員選考についての指針」により、適切に運用している。

また、令和 4 年度には、教員の給与改善及び処遇等に活用するため、教員の業務遂行上必要な能力や教育、研究、社会貢献、大学運営活動を評価する業務評価、学生アンケート、研究業績等を総合的に判断し、学長、副学長が教員と面談し評価を行うための「北海道千歳リハビリテーション大学教員の業務評価の実施に関する内規」を定めた。

◇エビデンス集

【資料 4-2-1】 学校法人淳心学園職員就業規則（第 3 条）

【資料 4-2-2】 北海道千歳リハビリテーション大学における教員の人事等に関する特例規則（第 2 条）

【資料 4-2-3】 北海道千歳リハビリテーション大学教員選考基準

【資料 4-2-4】 北海道千歳リハビリテーション大学教員選考についての指針

【資料 4-2-5】 北海道千歳リハビリテーション大学教員の業務評価の実施に関する内規

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学の FD は、「北海道千歳リハビリテーション大学 FD 委員会規程」を制定し、学部長が中心となって、年間活動計画を立案するとともに全教員に周知し、全体研修を組織的に行ってきた。

完成年度となる令和 2 年度からは、FD の一層の活性化を図るため、学部長の下、具体的な活動計画について、若手教授（産学連携研究センター長）に担わせ、専攻等横

断的な課題に取組む体制に改めた。

その後、令和3年度から、これまでの副学長が学部長を兼ねていた体制から、専任の学部長が発令されたことにより、学部長が年代的に学生に近い若手教員の意見をくみ上げながら、教育活動と共に、教員活動のもう一つの柱となる研究活動の在り方についても議論してきた。

本学は、授業内容や方法の改善を図る組織的な研修の実施だけでなく、令和4年度から、①他の教員の授業を見学し、レポートを作成・提出することで、自らの授業の改善に活かすための「公開授業」の実施、②授業評価アンケート結果について、振り返りコメントを提出し、提出内容を踏まえた今後の研修の在り方を検討する活動を行う。

エビデンス集

- 【資料 4-2-6】 北海道千歳リハビリテーション大学 FD 委員会規程
- 【資料 4-2-7】 年度別 FD 研修の実績
- 【資料 4-2-8】 外部講師招聘 FD 資料
- 【資料 4-2-9】 公開授業及び授業評価アンケートに対するコメント実施に関する教 授会資料
- 【資料 4-2-10】 教員業績評価の構図

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

FD 活動は、学部長が中心となって、年間活動計画を立案するとともに全教員に周知し、全体研修を組織的に行ってきました。授業内容や方法の改善を図る組織的な研修に加え、令和4年度には、新たに「公開授業の実施」、「学生の授業評価アンケート結果について振り返りコメント」の提出を実施した。

FD 活動は、大学教員の質の向上を図ると共に、本学の教育の質の向上にも寄与することから、引き続き、改善・向上を図っていく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

大学での各種研修、能力向上の取組については、次のとおり、実施されている。

大学事務局は、事務局長、総務課（総務担当課、会計担当課の2担当課で構成）、学務課、入試広報室で構成され、総勢18名体制である。

大学事務局は、事務職員を対象に、日本私立大学協会北海道支部（21法人22大学加盟）が実施する①初任者研修、②中堅実務者研修、③中堅指導者研修、④課長職相当者研修に参加させている他、同支部が行う、教務研究協議会、就職指導研究協議会、大学経理研究協議会、入試研究協議会、学生生活指導研究協議会、総務研究協議会に参加し、大学事務職員としての研鑽を積んでいる。

これらの研修や協議会に参加し、得た資料や経験・知識を報告書にまとめ、学長、副学長、事務局職員全員に回覧し共用することで、組織や個人の諸活動を改善・向上させている。

また、大学独自の研修としては、事務局長、事務局参与、関係課長、研修参加者を講師に、毎年テーマを決め、大学の事務局職員全員が参加し、SD研修を実施している。

大学運営に当たり重要な位置づけをもつ、教職協働が円滑に機能するよう、教員を加えたSD研修は、平成29年度の「北海道千歳リハビリテーション大学教育倫理綱領」の策定及び私立学校法の改正を受け策定した「中期目標、中期計画」にかかる事案を、その必要性から原案を学長、副学長、学部長、学科長、専攻長の他、各センター長及び事務局長、各課長の事務職員が運営協議会の場で議論し、大学の目標等の共有化を図っている。

その他、FD・SD及びTADに係る情報の交換・共有やプログラムの共同開発を目的とするネットワーク「北海道 FD・SD 協議会（事務局：北海道大学学務部学務企画課）」に加入し、全教職員に対し、同協議会が実施する研修会等に参加を促している。

※「TAD」とは、学習支援に関わる学生（以下「学生」という。）の研修をいう。

ハラスメント研修は、キャンパス内におけるハラスメントの基礎知識、防止への意識を高め、働きやすい職場環境をつくることを目的とし、教員及び事務職員を対象に全体研修を行った。

内容は、①学校でのハラスメントの実態、②教員が加害者となる具体例とその対応、③ハラスメントを誘発するような学生による教員へのハラスメントの具体例とその対応（ハラスメントから教員・事務職員を守る方策）として、大学教職員の参加を義務付けた。

エビデンス集

- 【資料 4-3-1】 日本私立大学協会北海道支部 HP（事業計画）
- 【資料 4-3-2】 私大協研修参加一覧
- 【資料 4-3-3】 大学実施の SD 研修の実績(年度別)
- 【資料 4-3-4】 教育倫理綱領 【資料 1-1-8】と同じ
- 【資料 4-3-5】 北海道千歳リハビリテーション大学中期目標・中期計画
 - 【資料 1-2-9】と同じ
- 【資料 4-3-6】 北海道 FD・SD 協議会
- 【資料 4-3-7】 ハラスマント研修会プログラム
- 【資料 4-3-8】 北海道千歳リハビリテーション大学 SD 推進内規

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

時代の変化とともに、特に公平・公正・効率性を重視される大学の教職員に求められる能力も変化している。

また、日常的な業務も複雑化しており、今後とも、状況の変化にも対応でき、迅速に課題に対して対応できる人材を教職協働による実務、SD 研修等で育成していきたい。

開学年度の平成 29 年に新たに加盟した日本私立大学連盟北海道支部の研修事業では、令和元年度から令和 3 年度まで、大学の事務局長が研修委員を務めた他、研修内容も、階層や職務内容に応じた個々のスキルアップに役立つよう充実しており、積極的に職員を参加させている。

今後とも、教職員に求められる役割を果たすために必要な能力や内部質保証の充実に向けた研修プログラムの構築を検討するとともに、各教職員のキャリアパスも見据えた計画的・組織的な研修プログラムの策定を検討していく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

専任の教員には、講義準備はもとより個々の研究活動に利用可能な、机・椅子・書架・電話、パソコン及びミーティングセットを整備した 21.07 m²～27.66 m²の研究室を割り当てている。また、共同研究室 2 室を整備し、卒業研究やグループ単位での学修や研究に対応できるように整備している。

大学への入退館は、教員に大学玄関及び自室の鍵の管理を行わせるなど、休日も利用可能としている。

教育・研究用の雑誌・データベースとしては、電子ジャーナルが LWW Physical Therapy & Rehabilitation1 15 誌、医学.JP (国内雑誌 10 誌)、医中誌 Wed、メディカルオンラインなどが用意され、教育・研究に活用している。

研究に係る予算申請、外部資金申請、予算執行及び出張関連手続きなど、研究活動に係る事務的業務は、教員の負担増も考慮し、大学事務局に一元化し、適切に管理している。

研究費の執行に関しては、その煩雑さから教員に負担をかけることもあるが、厳密な手続きを求めるることは、研究費の適切、公正な運用を行っていくためには、当然のことと考えている。

本学は、研究費、外部資金の執行手続きを定めた「研究費執行ハンドブック」、「科学研究費助成事業の手引き-経理執行の手引き-」の他、研究費の不正使用防止、研究活動上の不正行為防止のための「研究活動に関するハンドブック」等を作成し、教員に配布、若しくは Board View 上に掲示している。

エビデンス集

【資料 4-4-1】 教員研究室配置図

【資料 4-4-2】 教育研究用の雑誌・データベース一覧

【資料 4-4-3】 研究費執行ハンドブック

【資料 4-4-4】 科学研究費助成事業の手引き-経理執行の手引き-

【資料 4-4-5】 研究活動に関するハンドブック

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学は、文部科学大臣の所轄下にあり、国からの補助金の交付を受ける公益性をもつ大学であることを認識している。同時に、所属教員の研究活動が、社会の信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、研究倫理の徹底を図っている。

具体的には、平成29年の開学時に「北海道千歳リハビリテーション大学における研究活動上の不正行為に関する規程」、「北海道千歳リハビリテーション大学における研究費の不正使用に関する規程」、「北海道千歳リハビリテーション大学研究費補助金事務取扱規程」を定め、さらに、これらの規程を補うものとして、①教員用ハンドブック（新任教員向けの倫理、ハラスマント、服務、研究・产学連携、財務・会計等の注意点をまとめたもの）②北海道千歳リハビリテーション大学研究活動に関するハンドブックを作成し、これらの規程等を中心に、より厳格な研究倫理の確立に向けた取組みを進めている。

また、関連する規程等として開学年度に「北海道千歳リハビリテーション大学研究倫理審査委員会規程」、「北海道千歳リハビリテーション大学研究倫理審査委員会内規」、「北海道千歳リハビリテーション大学における人を対象とする研究に関する規程」、「北海道千歳リハビリテーション大学における人を対象とする研究に関する重篤な有害事象発生時の対応手順書」、「倫理審査申請の手引き」を制定し、本規程等を中心に、研究活動における個人情報の取扱い等に関しても最大限の注意を払っている。

研究倫理は、研究者一人ひとりの常日頃からのお心掛けに負うところが大きいが、大学としても、常に研究者にその重要性を自覚させておくために、2種類（eL CoREとICR）のeラーニングを受講させている他、研究費の支出に関して全て事務局が介在し、万全を期している。

大学となって、初めて申請が許された「文部科学省の科学研究費助成事業」に係る規程の整備や「科学研究費助成事業の手引き-経理執行の手引き-」の徹底を図っている。

エビデンス集

【資料 4-4-6】 北海道千歳リハビリテーション大学研究倫理審査委員会規程

【資料 4-4-7】 北海道千歳リハビリテーション大学研究倫理審査委員会内規

【資料 4-4-8】 北海道千歳リハビリテーション大学における人を対象とする研究に関する規程

【資料 4-4-9】 北海道千歳リハビリテーション大学における人を対象とする研究に関する重篤な有害事象発生時の対応手順書

【資料 4-4-10】 倫理審査申請の手引き

【資料 4-4-11】 北海道千歳リハビリテーション大学共同研究取扱規程

【資料 4-4-12】 北海道千歳リハビリテーション大学受託研究取扱規程

【資料 4-4-13】 北海道千歳リハビリテーション大学寄附講座等規程

【資料 4-4-14】 北海道千歳リハビリテーション大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

【資料 4-4-15】北海道千歳リハビリテーション大学における研究費の不正使用に関する規程

【資料 4-4-16】北海道千歳リハビリテーション大学研究費補助金事務取扱規程

【資料 4-4-17】教員用ハンドブック（新任教員向け）

4-4-③ 研究活動への資源の配分

個人研究費は、専任教員一人当たり 20 万円を基本額として配分している。

これに、今年度の外部資金への申請・採択状況、研究成果の公表などの研究実績等に応じ加算している。

この加算制度は、従来の教員研究費 1 名当たり、40 万円を基本に配分していたものを 2020 年度から 30 万円、2022 年度から 20 万円に改め、教員研究費の減額分を学長裁量経費として確保し、教員の一層の研究活動及びその成果発表を促すための、経費的なインセンティブを付与することを目的としたものである。

インセンティブの附与について具体的には、大学内では、学内奨励研究制度を創設し、学長裁量経費から研究費の助成で対応している。

個人研究費の使途については、研究費執行ハンドブックで明らかにされ、学会出張（海外を含む。）などの旅費をはじめ、研究機材、消耗品など多岐にわたって認められており、個人的な研究が円滑に遂行されるように配慮している。

また、本学は、学外からの研究費を獲得するため開学初年度から、科学研究費補助金申請のための体制を整備し、若手教員を中心に積極的に応募を促している。その結果、開学年度の平成 29 年度研究活動スタート支援を初めとして、これまで、基盤研究 C9 件、若手研究 3 件の採択を頂いている。

科学研究費補助金は、直接経費と間接経費が配分される。直接経費は、研究課題の遂行に必要な経費であり、物品の購入費、旅費、人件費など幅広く認められている。間接経費は、研究活動を支援するとともに、研究環境を整備するための研究機関向けの資金であり、研究者の研究環境を整備し研究者への支援をしている。

その他、研究実施に伴う外部資金では、北海道からの受託研究を 2 件受託している。

エビデンス集

【資料 4-4-18】 科学研究費採択一覧

【資料 4-4-19】 受託研究一覧

【資料 4-4-20】 学長裁量経費の創設について

【資料 4-4-21】 北海道千歳リハビリテーション大学学術奨励研究助成内規

【資料 4-4-22】 北海道千歳リハビリテーション大学学術奨励研究審査委員会要綱

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

競争的外部資金の獲得状況は、着実に進展している。しかし、科学研究費補助金の基盤研究（S）・（A）・（B）などの大型研究プロジェクト枠への申請がほとんど見られない点は課題である。

これについては、本学の特色の一つである「障がい予防リハビリテーションを確立していくための創造的研究」というコンセプトの下、研究者が個々に行っている高齢者や中高年を対象とする障がい予防リハビリテーションに関する研究活動を組織化し、大型外部資金獲得を促すように誘導していく必要がある。

このためには、若手研究者の配置を含めた研究実行体制の構築が不可欠であり、今後、学長の指導の下、産学連携研究センターを中心に具体的な検討を進める。

【基準4 の自己評価】

本学は学長がリーダーシップを発揮できるように副学長制度の体制を整備するとともに、学長直轄のIR室の設置や各センター・委員会運営にも、事務職員を配置することで教職協働を確立している。

また、学長、副学長等、大学幹部職員で構成する運営協議会に教学マネジメントの中核を任せ、教育の質の保証・質向上を確保する体制を構築している。

教員の配置についても、大学設置基準に定める専任教員数の確保をはじめ、教育目標、教育課程に即した採用・昇格は、規程に基づき適切に行っている。

教職員の研修体制についても、特にハラスマント研修については継続的に行うこととしており、全学的に実施している。研究支援については、研究環境の整備や研究倫理の確立、研究費の配分も適切に行っている。

基準5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

大学設置者である学校法人における経営の規律と誠実性を維持するための管理運営方針は「学校法人淳心学園寄附行為」をはじめとした諸規程に定められ明確にしている。そして、これらは学校法人淳心学園規程集として、教職員がいつでも閲覧できるようになっている。また、令和2年4月1日施行の私立学校法の改正に合わせて「寄附行為」及び関係諸規程の見直しを図り、これら的一部改正等を行った。「寄附行為」第40条第2項に規定する財産目録等を事務所に備えて置き、請求があった場合には「学校法人淳心学園情報公開規程」により、閲覧に供する態勢としている。あわせて私立学校法及び文部科学省令で定める書類等を大学ホームページで遅滞なく公表している。なお「寄附行為」、役員名簿、その他の財務情報については、同法改正前から学校法人のホームページで公表していた。このように積極的に情報公開に努め、経営の透明性を維持しつつ誠実で社会の信頼と期待に応え得る運営に努めている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-①で述べた管理運営方針に基づき、大学及びその設置者である学校法人の管理運営体制を適切に機能させるため「学校法人淳心学園組織規程」及び「北海道千歳リハビリテーション大学組織規程」において、法人の組織に関する必要事項を定め、その管理運営の円滑化及び責任体制の明確化を図っている。

各組織にはそれぞれ責任者が明確に定められており、経営組織は、理事長が法人を代表し、その業務を総理し法人の経営全般にわたる権限と責任を持ち、教育・研究組織、管理組織を統括する組織体制により運営されている。

これらの組織の管理運営を適切に機能させ、その役割を十分に果たすため、学校法人の意思決定機関である理事会、その諮問機関である評議員会をはじめとした各種会議及び委員会が設置され、適切に運営している。

また、私立学校法の改正により中期的な計画の作成が義務化され、令和2年度から5年期間の中期目標・中期計画及び中期財政改善計画が策定されており、評議員会への諮問を経て理事会の審議により承認されている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

法人では、学校法人という公共性の高い事業体であるという観点から、社会的責務として環境保全、人権及び安全への配慮を常に念頭に置いて管理運営を行ってきた。

環境への配慮としては、適正な環境安全管理運営が図られている。具体的には、法律・条例それぞれの計画策定と報告書の行政機関への提出とともに、これらに寄与すべく LED 照明等の高効率機器等を順次導入すると共に省エネに係る不要箇所の電灯消灯チェックやエコ運動の啓発活動のほか、夏期間には「クールビズ運動」及び冬期間には「ウォームビズ運動」が実施されている。

人権への配慮としては「北海道千歳リハビリテーション大学における人を対象とする研究に関する規程」に基づき、人の生命、健康、プライバシー及び尊厳が守られ、人の福利に対する配慮が科学的かつ社会的利益よりも優先されている体制の下、適切に運営されている。教職員の労働条件および服務規律については「学校法人淳心学園就業規則」に定められている。また「学校法人淳心学園における公益通報の処理及び公益通報者の保護等に関する規程」により、公益通報者等に対して不利益な取扱いとならないよう適切な措置がとられている。個人情報については「学校法人淳心学園個人情報保護規程」に基づき、すべての教職員の個人情報の適切な取扱いが規定されている。

ハラスメント対策については「北海道千歳リハビリテーション大学ハラスメント防止規程」に基づき、教職員及び学生を対象として対策室を設置するとともに、相談室を置きハラスメントの予防に努めている。

安全への配慮としては「北海道千歳リハビリテーション大学危機管理規程」が制定されている。校舎等の耐震状況については、建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断及び耐震改修工事が順次実施され、建築物等の安全確保が図られている。なお、校舎等の耐震化状況についても大学のホームページで公表している。

【エビデンス集】

- 【資料 5-1-1】学校法人淳心学園寄附行為
- 【資料 5-1-2】学校法人淳心学園情報公開規程
- 【資料 5-1-3】学校法人淳心学園組織規程
- 【資料 5-1-4】北海道千歳リハビリテーション大学組織規程
- 【資料 5-1-5】学校法人淳心学園中期目標・中期計画
- 【資料 5-1-6】中期財務改善計画
- 【資料 5-1-7】北海道千歳リハビリテーション大学における人を対象とする研究に関する規程 【資料 4-4-8】と同じ
- 【資料 5-1-8】学校法人淳心学園就業規則
- 【資料 5-1-9】学校法人淳心学園における公益通報の処理及び公益通報者の保護等に関する規程
- 【資料 5-1-10】学校法人淳心学園個人情報保護規程
- 【資料 5-1-11】北海道千歳リハビリテーション大学ハラスメント防止規程
- 【資料 5-1-12】北海道千歳リハビリテーション大学危機管理規程
- 【資料 5-1-13】北海道千歳リハビリテーション大学危機管理マニュアル

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和2（2020）年4月1日施行の私立学校法の改正に遺漏なく対応を行ったものの、これにとどまることなく、本学の教育の質の向上及び運営の一層の透明性の確保を図るため、令和3（2021）年10月の理事会等で自主行動規範であるガバナンス・コードの素案を報告し意見を求め、その後、令和4年2月の理事会等で承認された。引き続き、自主的に法人の運営基盤の更なる強化を図っていきたい。また、昨今の社会情勢、外部環境等のめまぐるしい変化に伴って環境保全、人権、安全への配慮の在り方も常に変化しており、引き続き、あらゆる状況に的確かつ適切に対応できるよう継続的な取組みを推進していく。

※危機管理マニュアルの作成が求められる。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

法人では私立学校法及び「寄附行為」に基づき、理事会及び評議員会が設置され、理事会にあっては、大学の設置者である学校法人の意思決定機関、評議員会にあっては主として理事会の諮問機関としてそれぞれ適切に運営されている。理事会は3月の予算理事会、5月の決算理事会のほか、必要に応じて臨時に開催されている。評議員会は「寄附行為」に基づき、予算、事業計画、役員に対する報酬の支給基準その他法人の業務に関する重要な事項について諮問するとともに、決算及び事業の実績等を報告し、その意見を求めるために適切に開催されている。

また、法人の円滑な管理運営を図ることを目的とし、理事会の下部組織として常務会が設置されている。常務会は、法人の円滑な管理及び運営を図ることを目的とし、理事長以下学内理事6人で構成され、評議員会への諮問を含め、理事会に諮るに当たり、常務会を開催し、上程議案の整理・精査が実施されている。これに加えて規則の制定や改廃、一部の役職者の専任など、理事会からの委任事項について常務会で意思決定しているとともに、「学校法人淳心学園理事会業務委任規程」に基づき、その議決を常務会へ委任できるため、機動的な意思決定を可能としている。

理事の選任については「寄附行為」第6条第1項各号に規定する理事ごとにその要件及び定数を満たし、適切に行われている。また、理事が競業又は利益相反取引をしようとする場合には、理事会で当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けており適切に運営されている。現在14人の理事の令和3年度中に開催された理事会の平均出席率は52%であり、適切な意思決定が行われている。加えて必要に応じて「寄附行為」第19条第11項の規定に基づき、書面表決書の提出により適切に対応している。

【エビデンス集】

【資料 5-2-1】学校法人淳心学園寄附行為 【資料 5-1-1】と同じ

【資料 5-2-2】学校法人淳心学園理事会業務委任規程

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

大学を取り巻く環境が著しく変化する状況下において、法人の意思決定は迅速かつ適切な実施が継続して行われなければならない。引き続き時代の変化や社会からの要求に的確に応えるべく、理事会の機能及びガバナンスの一層の強化を図り、経営の透明性の更なる確保を推進していく。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準事項 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

学長（理事）のほか、副理事長、及び常務理事が「寄附行為」に定められているそれぞれの職務に当たっている。これらの理事は、理事会等により意思決定された事項の業務執行にあたるとともに、各所管業務について、それぞれの主要な会議等の場で報告している。学長は「寄附行為」第 6 条第 1 項第 1 号の理事として経営組織の意思決定に参画し、教育・研究組織の最高責任者としての立場から意見を述べ、経営組織と教育・研究組織の意思疎通と円満な連携が保たれている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人及び大学における理事会等の管理運営機関には、各組織から立場の異なる役員や教職員が出席している。理事会、常務会にはオブザーバーとして教員、職員が、大学の運営協議会には理事が出席し、相互にチェックする体制を整備し、適切に機能させている。

監事は「寄附行為」及び「学校法人淳心学園監事監査規程」に基づき、法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査し、これらの状況を毎会計年度終了後に監査報告書により理事会及び評議員会に提出しているとともに、理事会等に出席してこれらの状況について意見を述べており、その職務が適切に行われている。また「監事監査規程」に基づき、内部監査室の職員等に監査事務の補助や監査に関する業務の支援を求めることができる体制が整備されている。監事の選任については「寄附行為」の定数を満たすとともに、その要件及び手順により適切に選任されている。現在 2 人の監事の令和

3 (2021) 年度中に開催された理事会、評議員会への出席率は、1人が1回欠席したのみで93%となっている。

理事会の諮問機関である評議員会の運営については「寄附行為」第24条及び第25条に規定されている諮問事項、役員に対する意見具申等がそれぞれ適切に行われ、諮問機関としての役割を果たしている。評議員の選任については「寄附行為」第26条第1項各号に規定する評議員ごとにその要件及び定数を満たし、適切に選任されている。現在28人の評議員の令和3(2021)年度中に開催された評議員会の平均出席率は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により48%となっている。

【エビデンス集】

【資料5-3-1】学校法人淳心学園寄附行為 【資料5-1-1】と同じ

【資料5-3-2】学校法人淳心学園監事監査規程

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学が学長のリーダーシップの下、その強みや特色を活かしていくことができるようガバナンス体制をより強化するとともに、自律的かつ継続的にガバナンス体制の総点検・見直しを図ることが求められている。現状の監査体制をより実効性のあるものとするため、監事、監査法人の公認会計士、内部監査室がそれぞれの役割を果たしつつ連携し、三様監査による一層の相互チェックの強化を推進していく。

5-4 財政基盤と収支

- 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準事項 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本法人では令和 2 (2020) 年に中期財務改善計画を策定し、この財務計画に沿って着実に財務運営を行っている。当年度収支差額は令和元 (2019) 年度末で 1 億 9574 万円の支出超過、令和 2 (2020) 年度末で 5976 万円の支出超過となっており、毎年着実に支出超過を減少させ、令和 6 (2024) 年度末で収入超過に転じる見込みとなっている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

大学の収入基盤となる志願者・入学者の状況は安定し収入が確保されている。令和 3 (2021) 年度の事業活動収入は 8 億 2956 万円である。一方、支出は将来を見据え有望な学生を確保し社会のニーズに応えるべく、教育環境の整備拡充や研究上の目的を達成するための施設設備整備を図り、その設備投資コストに加え、人件費が増加しつつあるものの、積極的な収入確保と徹底した経費の削減・抑制を図ることで収支バランスが維持されている。令和 3 (2021) 年度の事業活動支出は 7 億 9885 万円であり、基本金組入前収支差額は 3070 万円となっている。

【エビデンス集】

【資料 5-4-1】 中期財務改善計画 【資料 5-1-6】 と同じ

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、今後予想されますます厳しい環境変化の中で事業計画を推進して実施していくためには、収支を補完する上で外部資金の獲得が重要な課題となる。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準事項 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

法人では、学校法人会計基準、「寄附行為」、「学校法人淳心学園経理規則」に則り、かつ会計処理上の疑問点、判断が難しい場合には、公認会計士や顧問税理士のほか、日本私立学校振興・共済事業団等に適宜照会しながら適正な会計処理を行っている。

また本学では、中期財務改善計画に基づき、各年度の事業計画に則って予算編成を行い、その執行状況を管理し、必要に応じて補正予算を編成している。予算の立案及び執行については「学校法人淳心学園経理規則」により定められた各部門の所属長が予算管理責任者としてその任にあたり、予算案を作成し理事長へ提出する。理事長は、予算案を総合調整し、評議員会の意見を聞き理事会に諮り決定する。決定した予算は、法人本部が予算管理部門に通知し、当該期中において定期的に報告する資金収支計算書内の執行率によって各部門が予算管理を行っている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査については、監査法人により私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づき①内部統制、②取引記録、③実査、④計算書類項目、⑤前年度監査報告書検討事項について監査が厳正に実施され、監査報告書により結果の還元とともに必要な指導を受け、より適切な会計処理への改善が図られる体制を確立している。当該監査は 1 回につきおおむね 3 人で、年間を通じた監査日数は 9 日（令和 2（2020）年度実績）と適時、適切に実施されている。

監事による会計監査については「学校法人淳心学園監事監査規程」に則り、監事監査計画に基づいて計画的かつ厳正な監査が実施されている。また、監査法人及び監事は連携を図りながら、理事長、常務理事等と監査内容について意見交換を行うとともに、評議員会、理事会に出席し監査結果の報告及び法人の財産等について意見を述べている。

【エビデンス集】

【資料 5-5-1】学校法人淳心学園寄附行為 【資料 5-1-1】と同じ

【資料 5-5-2】学校法人淳心学園経理規則

【資料 5-5-3】学校法人淳心学園監事監査規程 【資料 5-3-2】と同じ

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

監査法人による監査の期間においては、会計処理上の疑義照会をし、その回答を得ながら

ら的確に行い、事務処理の更なる室の向上に努める。また、監査法人及び監事による監査の重要性を十分に認識し、監査結果による指摘事項については、内容をよく理解した上で速やかに改善を図る。特に、法人本部のみならず、他の部門において関係する指摘事項については、各事務連絡会議にて監査報告説明会・検討会等を通じて当該関係部門と十分に協議を行い、問題点を共有し、今後の業務改善につなげていく。

[基準5の自己評価]

経営の規律と誠実性（5-1）については、学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめ各種法令や本学の諸規程が遵守され、中長期計画に沿って単年度ごとの事業計画及び予算に基づき運営されており、使命・目的の実現に努めている。

理事会の機能（5-2）は、私立学校法及び「寄附行為」の定めにより設置され、法人の意思決定機関として適切に運営されている。評議員会は理事会の諮問機関等、常務会は理事会の補完機関としてそれぞれ十分に機能し、また監事による適切な職務執行によりコンプライアンス体制が図られ、法人のガバナンス体制が有効に機能している。

管理運営の円滑化と相互チェック（5-3）については、理事長及び学長のリーダーシップを遺憾なく発揮し、経営組織、教育・研究組織、管理組織間との意思疎通及び連携を保つとともに、適切に意思決定が図られており、大学の機能が十分に発揮できる管理運営体制が構築されている。

財務基盤と収支（5-4）については、中期財務改善計画に基づく年度の収支予算に対する厳格な予算執行と収支管理の徹底を図り、毎月の収支計算書の報告や補正予算の編成など、常に収支状況及び予算執行状況を管理する体制が確立され、全体的な収支バランスを考慮した健全な財務運営を行っている。また、徹底した経費削減・抑制により、安定した収支バランスが確保されている。

会計（5-5）については、学校法人会計基準、「寄附行為」、「経理規則」に則り、かつ公認会計士や顧問税理士等に照会しながら適正な会計処理を行っている。また会計監査については、監査法人により、厳正に実施され、監査報告書により結果の還元とともに必要な指導を受け、改善を図っていく体制が確立している。監事による会計監査については、監事監査規程に則り、計画的かつ厳正な監査が実施されている。さらに、監査法人と監事は連携を図りながら、評議員会、理事会に出席し監査結果の報告を行う体制が整備されている。

以上のことから、本学は関係法令等の遵守の下、適正な管理運営体制、監査体制の構築とともに厳正な会計処理を実施しているものと評価している。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

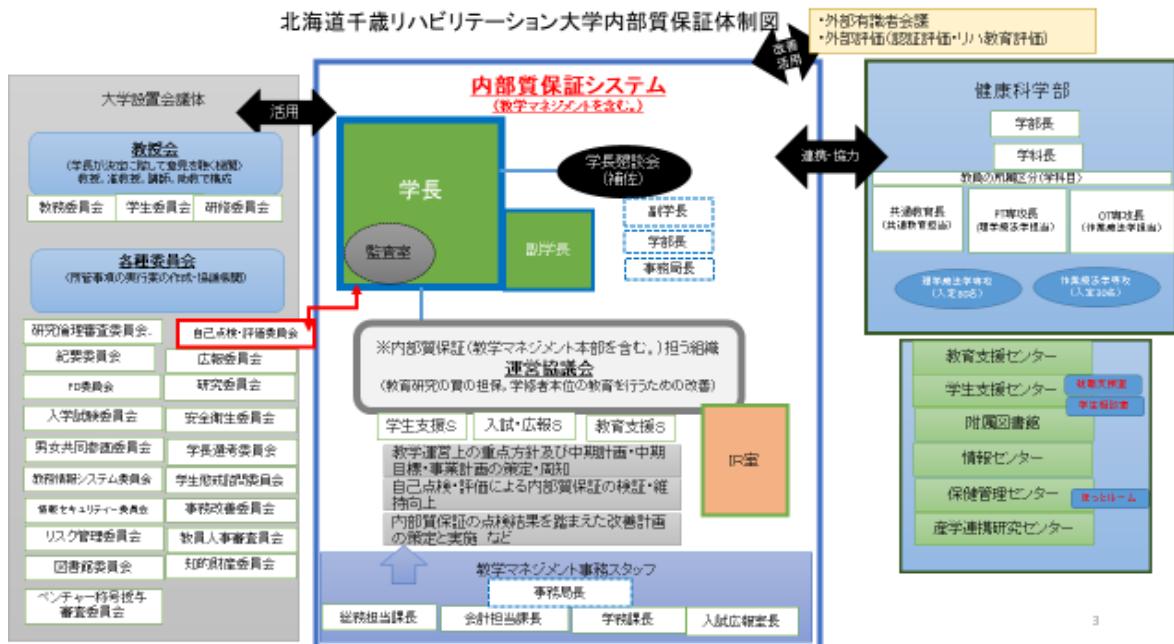
6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学が設置認可等による事前規制から、大学評価等の事後チェック体制に移行するに当たり、本学の使命・目的に基づき、教育研究活動の質的充実と向上及び社会貢献を継続的に推進することを目的に、学長を中心とした教学運営による恒常的検証・改善サイクルの仕組みを構築し、さらに、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしていくための、内部質保証の方針を定めた。

内部質保証のため、学長を中心に、副学長、学部長、学科長、事務局長、各センター長等で構成する「運営協議会」が教学運営上の重要方針等を協議し、教授会、各種委員会を活用し、健康科学部と連携・協力をしながら、教育、研究、社会貢献、产学連携、課外活動、経営・管理、学生・教職員の福利厚生等の大学の諸活動の見直しを継続的に行う仕組みを構築した。

大学運営全般の質保証のレベルでは、学校法人が、財務計画も含めた中期計画に基づき、大学・法人の質保証の体制を整備している。

また、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機構による認証評価について、公益財団法人 日本高等教育評価機構による受審を想定し、同評価機構が定める「基準」に基づいた自己点検・評価書を作成に着手するなど、令和 5 年度に本学として初めての評価を受審するにあたり、内部質保証のための、自己点検・評価の構図や大学機関別認証評価受審スケジュールを作成し、教職員にその重要性を認識させた。



(資料 6-1-6、【資料 4-1-8】と同じ)

エビデンス集

- 【資料 6-1-1】 北海道千歳リハビリテーション大学学則（第 2 条）
- 【資料 6-1-2】 北海道千歳リハビリテーション大学自己点検・評価委員会規程
- 【資料 6-1-3】 北海道千歳リハビリテーション大学運営協議会内規
- 【資料 6-1-4】 北海道千歳リハビリテーション大学内部質保証の方針
- 【資料 6-1-5】 北海道千歳リハビリテーション大学内部質保証に関する内規
- 【資料 6-1-6】 内部質保証体制図 【資料 4-1-8】と同じ
- 【資料 6-1-7】 設置に係る設置計画履行状況報告書
- 【資料 6-1-8】 令和 5 年度大学機関別認証評価受審スケジュール等 (2022.11.7 運営協議会附議)

(3) 6-1 の改善・向上方策 (将来計画)

自己点検・評価、認証評価機構の評価は、学校教育法第 109 条に規定されているところであり、令和 2 年度の完成年度まで、申請内容を遵守してきた本学が、恒常的な質保障のため、取り組まなければならない重要項目である。

公益性を有する私立大学として、PDCA サイクルの確立と活用を図っていく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

- 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
本学に自己点検・評価委員会を設置し、同委員会規程に基づき自己点検・評価を実施している。

平成 29 年度開学の本学は、完成年度（令和 2 年度）まで、毎年、設置計画履行状況報告（AC 状況報告）で、高等教育の質保証に係る各項目について、本学の設置計画の履行状況を自己点検し、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会の審査を受けると共に、本学ホームページで公表してきた。

完成年度の翌年に当たる令和 3 年度には、一般社団法人リハビリテーション教育評価機構の認定評価の受審に合わせ、自己点検・評価を実施し、学内で共有し、本学ホームページで評価結果を含め公表した。また、令和 5 年度には、学校教育法第 109 条に定める認証評価を受審予定であり、令和 4 年度に公益財団法人日本高等教育評価機構の基準に基づき自己点検評価を実施している。

自主的・自律的な自己点検・評価の実施のため、自己点検・評価委員会の下に検討部会を置く体制としていることやデータ収集や分析を担う IR 室を活用する。

自己点検評価書は、運営協議会、教授会、常務会、理事会、評議員会に報告され、本学ホームページで公表する。

エビデンス集

【資料 6-2-1】 北海道千歳リハビリテーション大学自己点検・評価委員会規程

【資料 6-1-2】と同じ

【資料 6-2-2】 自己点検・評価の構図 【資料 4-2-10】と同じ

【資料 6-2-3】 設置に係る設置計画履行状況報告書 【資料 6-1-7】と同じ

【資料 6-2-4】 一般社団法人リハビリテーション教育評価機構の認定評価資料
(自己点検評価報告書(添付資料を除く。))

【資料 6-2-5】 一般社団法人リハビリテーション教育評価機構教育評価認定審査
結果について(写)

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

令和 2 年度に IR 室を設置した。これまで、学部、総務課、入試室、学務課の各データ学生の授業評価アンケート結果等の各業務単位で個別に保有している各種データを体系的に収集し、また社会的データとも関連付けて、組織としての戦略的意意思決定の支援のための IR 業務を行っている。

エビデンス集

【資料 6-2-6】 大学ホームページ（大学紹介→情報公開→【IR 情報】）

- ・授業評価アンケート報告書
- ・学修成果に関するアンケート報告書
- ・学生生活アンケート報告書
- ・卒業時アンケート報告書
- ・卒業生入職後アンケート報告書
- ・就職先アンケート報告書

【資料 6-2-7】 北海道千歳リハビリテーション大学 IR 室内規

【資料 6-2-8】 IR 室の組織図

【資料 6-2-9】 IR 室会議開催一覧

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和5年度に、本学として初めての認証評価を受審した後、その結果を高等教育の質の向上に反映させる。

また、IR 室に集積されたデータを活用することで、詳細な分析が可能となる。

今後とも、内部質保証のための自己点検・評価活動は、さらに客観的な評価を行えるよう真摯に対応していく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

自己点検・評価、認証評価の結果を本学の教育の質の改善に活かすためには、PDCA サイクルの流れを本学の制度の中に導入し、これを定着させ機能させる必要がある。

本学では、Plan（企画・計画）のサイクルにおいては、学長が定めた本学のグランドデザインを指針とし、中期目標・中期計画を策定し、毎会計年度の予算及び事業計画を定めている。

また、教授会は学長が決定にあたり意見を述べる機関として、教育研究に関するこことを審議することとしている他、教授会の下に 3 つの委員会を設置し、①教務委員会は、教育課程の編成や学習支援に関するこを、②学生委員会は、学生生活や課外活動、就職支援に関するこを、③研修委員会は、卒業生並びに教職員の生涯学習支援を促進するための重要事項について審議している他、19 の各種委員会が、それぞれの委員会規程に基づき、Plan の機能を発揮することとしており、その審議結果については、運営協議会、教授会に報告する体制としている。

このように、Plan 機能については整備され、実施しているものと考える。

次に Do（実施・実行）については、学長、副学長をはじめとして、北海道千歳リハビリテーション大学管理運営部門（各種委員会や大学事務局）が、これに関与している。

Check（点検・評価）については、本学新設時の文部科学省（大学設置・学校法人審議会、大学設置分科会）からの改善意見や設置計画履行状況調査による、「設置計画に基づいた履行状況の確認」を行い、本学データベースとして蓄積している他、完成年度の翌年度には、自己点検評価を実施している。

Action（改善・工夫）については、本学の自己点検評価や外部評価（①外部有識者会議、②5 年毎に受審する「一般社団法人 リハビリテーション教育評価機構」、③7 年毎に受審する「認証評価機関（公益財団法人 日本高等教育評価機構）」）において、指摘された改善・工夫を要する事項について、運営協議会で協議し、教授会の意見を聴きながら学長が必要な措置を講じる仕組みとしている。

開学から 7 年目を迎え、これまで、大学新設時の改善意見への対応として、①公的性質を持つ私立大学の教職員としての自覚を促す等の目的で策定した「教育倫理綱領」、②

教育水準向上のための各種委員会の設置、諸規程の整備、③学生の教育支援を企画する教育支援センターの新設、④入学者の安定的な確保に資するとともに、必要な企画、運営を行う入試・広報センターの新設、⑤学修習慣定着や補講の開講等を盛り込んだフロンティアプログラムの実施、⑥GPA制度の導入、⑦本学設置の趣旨・目的を構成員に再認識させ、高等教育をめぐる社会の変化に対応するとともに諸課題を点検し、本学の特色と実績をさらに伸展することで、その使命を果たすための「グランドデザイン」の策定、⑧教員組織の編成の将来構想の策定、⑨大型バスの導入などを行ってきた。

今後とも、本学の内部質保証の仕組みを教育の質の向上等に機能させていく。

1) 自己点検評価及び設置計画履行状況等調査（AC）の結果の活用

大学新設時に本学の設置目的等を社会への約束として公表しており、その履行状況については、開学（平成29年度）から、完成年度（令和2年度）まで、設置計画履行状況等調査（AC）で報告され、大学設置・学校法人審議会、大学設置分科会の審査を受け、履行状況報告書は本学から、審査結果は文部科学省から公表されている。

【参考】

本学は、大学設置認可時（平成28年度）に、文部科学省から次の3点について、改善意見が付された。

【文部科学省からの意見①】

① 「設置の趣旨・目的等が生かされるよう、設置計画を確実に履行すること。また、開学時から4年制大学にふさわしい教育研究活動を行うことはもとより、その水準を一層向上させるよう努めること。」

【本学からの回答】

この意見に対し、①開学初年度（平成29年度）に、公的性質をもつ私立大学の教職員としての自覚を促し、教職員が遵守する「北海道千歳リハビリテーション大学の教育倫理綱領」を定め、4年制大学にふさわしい教育研究活動を実施するため具体的な活動方針を定めたこと ②また、教育研究の水準を一層向上させるように、各種委員会の設置、諸規程の整備を行ったこと ③開学前からF D委員会を立上げ、教員の研究能力や教育能力の開発のため、研修会を実施するなど活動を行っていること ④令和元年度も平成29年度に定めた「教育倫理綱領」に基づき「令和元年度活動方針」を定めたこと ⑤教育面において、リメディアル教育等に対応する組織（教育支援センター）を教務委員会の下に設置し、1年次、2年次に学習習慣定着や必修基礎科目の補講の開講等を盛り込んだ「フロンティアプログラム」を実施するなど、教育水準の向上に努めたことを説明し、更に⑥令和2年度には、設置の趣旨・目的等を踏まえ、令和6年度までの5年間の中期目標、中期計画を策定し、教育重視の大学として、一層の教育水準の向上に努めていること ⑦平成29年度の開学年度から定めている「年度毎の活動方針」については、令和2年度から、「年度計画（事業計画）」として、教職員に周知したこ

と ⑧また、令和2年度に完成年度を迎えることから、本学設置の趣旨・目的を構成員に再認識させるとともに、高等教育をめぐる社会の変化に対応するとともに諸課題を点検し、本学の特色と実績をさらに伸展し、その使命を果たすため「北海道千歳リハビリテーション大学グランドデザイン」を策定したことを説明した。

【文部科学省からの意見②】

② 「健康科学部リハビリテーション学科において、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員の割合が比較的高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編制の将来構想について検討すること」

【本学からの回答】

この意見に対し、本学では、完成年度までの措置として、「定年延長者等に係る雇用期間の例外規程」を設け運用していることを報告すると共に、「教員組織の編成の将来構想について」を作成・提示した。

この計画に沿って、令和2年度の完成年度をもって、高齢教員4名が退職し、後任人事が行われたところである。

【文部科学省からの意見③】

③ 「体育館が別地にあることから、教育に支障がないようにすることはもとより、学生の課外活動等に配慮すること」

【本学からの回答】

この意見に対しては、①最寄りのバス停までのバス代金を大学が負担した他、②徒歩で体育館まで移動する学生に対しては、近道となる経路を伝えるなどの対応をしてきたが、③令和3年度からは、大型バス2台を導入し、体育館から発着させる措置を講じた。

エビデンス集

【資料 6-3-1】 北海道千歳リハビリテーション大学内部質保証の方針【資料 6-1-4】と同じ

【資料 6-3-2】 設置に係る設置計画履行状況報告書（63頁）【資料 6-1-7】と同じ

【資料 6-3-3】 北海道千歳リハビリテーション大学グランドデザイン【資料 1-2-21】と同じ

【資料 6-3-4】 定年延長者等に係る雇用期間の例外規程

【資料 6-3-5】 教員編成将来計画

【資料 6-3-6】 大型バスの写真

【資料 6-3-7】 バス発着時間表

【資料 6-3-8】 北海道千歳リハビリテーション大学 PDCA サイクル概念図 【資料 3-3-11】と同じ

2) 三つのポリシーを起点とした内部質保証

三つのポリシーは、健康科学部リハビリテーション学科として定め、学外には本学のホームページで公開し、学生には、学生便覧、履修の手引きに掲載して周知徹底を行っている。本学は、これらのポリシーに基づいて、教育に関する課題を教務委員会・学生委員会等の関係委員会で検討している。

教務委員会、学生委員会は、原則月1回開催し、教育や学修に関して、健康科学部が持つ課題について検討を行っている。

入試委員会は、年10回の開催であり、本学のアドミッション・ポリシーを踏まえ入学者選抜等を検討している。

委員会で具体化された課題改善のための取組は、運営協議会、教授会で報告・審議され、全学で共有し取組んでいる。

このように三つのポリシーを起点に、内部質保証として教育の改善・向上に反映させているほか、授業評価アンケート、学修成果に関するアンケート、卒業時アンケート等の実施・集計結果を活かした授業改善の実施等、本学の内部質保証の仕組みが機能している。

エビデンス集

- 【資料 6-3-9】 授業評価アンケートの集計と公表 【資料 2-6-1】と同じ
- 【資料 6-3-10】 卒業生時アンケート結果の集計と公表 【資料 2-6-2】と同じ
- 【資料 6-3-11】 北海道千歳リハビリテーション大学教務委員会規程
- 【資料 6-3-12】 北海道千歳リハビリテーション大学学生委員会規程
- 【資料 6-3-13】 北海道千歳リハビリテーション大学内部質保証の方針 【資料 6-1-4】と同じ

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

平成4年10月施行の大学設置基準の改正の趣旨である「学修者本位実現の考え方を「質保証システム」へと反映させること」を実践するためには、教職協働の実効性を高める必要性を認識し、大学設置基準第7条（教育研究実施組織等）に定める大学の事務組織の在り方を含め検討を行い、高等教育機関としての内部質保証のための組織が一層機能するよう改善に努める。

[基準6の自己評価]

内部質保証は、その方針を定め、学長・副学長及び事務局長等による大学執行部、学部長及び学科長による学部執行部、各センター及び運営協議会の責任体制が整備されており、適切な組織運営が行われている。

また、法人との連絡調整機能を有する常務会や、法人事務局と大学事務局が課題を検

討する事務連絡協議会において、中期計画の実効性を高めるため協議を実施している。

令和 2 年度から IR 業務を主とした IR 室を設置し、本学の内部質保証の中核を担う運営協議会を支援する組織として機能している。

完成年度を超えた大学として、今後とも、学長の意思決定のための情報提供、戦略的な提案に取り組んでいくこととしている。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域連携

A-1. 建学の精神に基づいた地域連携の推進

A-1-① 地域連携の取組の体制の強化

A-1-② 自治体等との連携協定に基づく地域連携事業の推進

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域連携の取組の体制の強化

大学の使命の3本柱は、教育、研究、社会（地域）貢献と認識している。

本学は、「障がい予防リハビリテーションを確立していくための創造的研究の推進」を大学教育の特色に挙げていることもあって、地域住民の障がい予防や健康増進に関する社会貢献活動が盛んである。

具体的な活動は、①健康増進教室の開催、②こどもカフェの開催、③高齢者自動車運転支援講習会、④ふまねっと運動、⑤スポーツ障がい予防教室、⑥高齢者を対象とした機能低下予防（体力／脳力測定会）活動、⑦千歳市、社会福祉協議会主催行事への積極的な参加等が行われている。

また、⑧千歳市出前講座・道民カレッジでの講座開設も登録している他、⑨高校出前講義リストを道内高校に提示し、入学者確保の一助としている。

エビデンス集

【資料 A-1-1】 健康増進教室の開催実績 【資料 3-2-14】と同じ

【資料 A-1-2】 こどもカフェの開催実績 【資料 3-2-17】と同じ

【資料 A-1-3】 高齢者自動車運転支援事業の開催実績

【資料 A-1-4】 ふまねっと運動の開催実績 【資料 3-2-16】と同じ

【資料 A-1-5】 スポーツ障がい予防教室の実績 【資料 3-2-15】と同じ

【資料 A-1-6】 高齢者を対象とした機能低下予防活動の実績

【資料 A-1-7】 千歳市出前講座・道民カレッジの講座開設状況（2022年度）

【資料 A-1-8】 高校出前講義リスト

A-1-② 自治体等との連携協定に基づく地域連携事業の推進

本学は、開設年度の翌年（平成30年5月）、北海道庁が主催している「北海道健康づくり協働宣言実施団体」に登録している。

これは、北海道が北海道健康増進計画『すこやか北海道21』で、道民の健康づくりを推進しており、道民の健康づくりを応援する関係機関や関係団体の役割を明確に示すための重点的な取組を北海道健康づくり協働宣言として示したもので、現在70の団体の健康増進活動が登録されている。

北海道内の大学で、この活動に登録している私立大学は、本学のみである。

また、①令和3年度（12月24日）には、社会福祉法人千歳市社会福祉協議会と、本学で初となる包括連携協定を締結し、介護人材や地域で障がい予防に取り組む「健康増進リーダー」の育成など5項目の内容を盛り込み、②令和4年7月には、「地域医療活動の一層の充実と質の向上を促進するため」社会医療法人平成医塾苦小牧東病院との間で包括連携協定を締結し、地域におけるリハビリテーション医療の向上と健康増進に関すること、学生の教育機会に提供に関することなど5項目の連携事項を定めた他、③令和4年度からは、札幌市近隣の北広島市において、北広島市「にじ高齢者支援センター」と連携して、新型コロナウイルス下の「高齢者の巣ごもり」の影響の有無を調査し、今後の健康増進につなげる高齢者を対象とした機能低下予防（体力／脳力測定会活動）「きたひろ健康測定会」を開催するなど、本学所在地及び近郊都市との地域連携推進の強化を図っている。

エビデンス集

- 【資料 A-1-9】 北海道健康づくり協働宣言実施団体登録証
- 【資料 A-1-10】 千歳市社会福祉協議会との連携協定書
- 【資料 A-1-11】 新聞記事「巣ごもり健康にどう影響」（北海道新聞電子版）
- 【資料 A-1-12】 新聞記事「市民の健康増進へ協定」（北海道新聞）
- 【資料 A-1-13】 苦小牧東病院との連携協定書
- 【資料 A-1-14】 新聞記事「地域医療発展へ連携協定」（苦小牧民報）

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後とも、地域住民の健康増進・障がい予防活動が、本学と連携する地域等が共創的な成果が得られるのか、また、本学にとって学生の教育・研究に資する連携活動になり得るのかを精査しながら、産学連携研究センターを中心に銳意活動を継続していく。

[基準 A の自己評価]

本学の地域連携活動は、多岐にわたり継続的に実施されている。これは、リハビリテーション学を教授する大学として、学生に人と接する機会を提供するものであると同時に、学生の実践の場としても有効である。今後とも、産学連携センターを中心に活動を行っていく。

V. 特記事項

1. 若手教員の研究活動支援

研究活動については、特に若手教員の育成に力を注いでおり、研究費の配分の他、インセンティブ研究費 270 万円（卒業研究に 170 万円、奨励研究 100 万円）を確保し、教員の研究活動への支援と刺激を与えていた。

若手教員も大学の支援に応じるように、研究活動を活性化させており、大学となって初めて応募対象となった文部科学省科学研究費助成事業への応募数が初年度は若手教員を中心に 16 件、採択数が 7 件となった。科学研究費助成事業等による外部資金導入以外では、これまで、①随筆論文が海外の学会での受賞 ((アメリカスポーツ整形外科学会) (AOSSM) の 2017 年の T. David Sisk Award (Best International Paper)) が 1 件、②ポスター発表での受賞 ((第 20 回ヨーロッパ整形外科学会) ジャック・デュバルク賞

(EFORT Jacques Duparc Award 2019)) が 1 件、③海外での論文発表 (スイス・ジュネーブ市にて行われた世界理学療法士連盟学会) が 1 件、④「PLOS ONE」に掲載した論文が、2018 年に発表された同誌内で被引用数トップ 10% にランクインが 1 件、国内の学会等においても、⑤優秀演題賞 (口述部門) を受賞 (第 69 回 北海道理学療法士学術大会)、⑥日本予防理学療法学会最優秀演題賞を受賞した他、⑦国際誌へ論文の掲載が 5 件、⑧国内学会での研究発表 (第 8 回日本サルコペニア・フレイル学会大会) や⑨シンポジストを務める (第 46 回日本足の外科学会学術集会) 等の実績をあげている。

2. 海外研修の実施

2022 年 8 月 15 日 (月) から 8 月 19 日 (金) の 5 日間にわたり、オンラインによる海外研修を行い、12 名の学生が参加した。

この海外研修プログラムは、海外の医療について学ぶ機会を提供し、国際的な教養と視野を備えた理学療法士・作業療法士を養成するため、2022 年度からスタートした。

ニュージーランドの「ワイカト工科大学 (Waikato Institute of Technology)」の協力のもと、コロナウイルスの感染状況を踏まえて、オンラインで開催され、プログラムの目的は、医療英語のレッスン、海外 (ニュージーランド) の文化や医療制度に関する講義、現地の学生や医療関係者の方々との交流を通じて、医学英語の基礎力向上とともに、医療人としての国際性を身につけることである。

初日に歓迎とニュージーランドについての紹介、ニュージーランドの医療用語や医療制度について学んだあと、2 日目以降は、ニュージーランドの文化について、理学療法・作業療法の英語表現、ニュージーランドのプライマリーヘルス、オンラインでの臨床演習やディスカッションなどが行われた。

参加した学生のアンケートでは、「楽しい 5 日間でした!」「今後も英語で話す機会があれば、積極的にかかわっていきたいです」「また機会があれば参加したい」「楽しかったので次も予定があったら参加してみたい」との声があるなど好評であり、次年度以降も、海外研修プログラムを実施していく予定である。